

総務企画委員会記録
<第2号>

平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成26年10月3日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成26年10月3日 金曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後5時15分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 4 乙第14号議案 工事請負契約について
- 5 乙第15号議案 工事請負契約について
- 6 請願第3号、第5号、陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第25号、同第35号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第109号、同第112号、同第114号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、陳情第1号、第11号、第14号、第19号、第23号、第25号、第28号、第32号、第39号、第41号、第42号、第58号、第66号、第71号、第72号、第73号及び第85号
- 7 閉会中継続審査（調査）について
- 8 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について（追加議題）

出 席 委 員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	仲	田	弘	毅	君
委員		翁	長	政	俊	君
委員		具	志	孝	助	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		前	島	明	男	君
委員		渡久	地		修	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又吉	進	君	
基地	対策	長	運天	修	君	
総務	部	長	小橋川	健二	君	
総務	統括	監	砂川	靖	君	
財政	統括	監	前田	光幸	君	
人事	課	長	金城	聡	君	
財政	課	長	渡嘉敷	道夫	君	
税務	課	長	佐次田	薫	君	
企画	部	長	謝花	喜一郎	君	
企画	調整	統括	監	川満	誠一	君
企画	振興	統括	監	具志堅	清明	君

科学技術振興課長	富永千尋君
総合情報政策課長	安里徳康君
総合情報政策課班長	波平三雄君
市町村課長	宮城力君
市町村課副参事	松永享君
環境部環境政策課	仲宗根一哉君
基地環境特別対策室長	
環境部環境整備課班長	新垣博君
子ども生活福祉部	
青少年・子ども家庭課班長	武村幹夫君
子ども生活福祉部県民生活課副参事	外間裕朋君
保健医療部保健医療政策課長	金城弘昌君
保健医療部健康長寿課長	糸数公君
農林水産部農地農村整備課班長	長本正君
商工労働部企業立地推進課班長	嘉数裕幸君
土木建築部道路管理課副参事	上原武則君
土木建築部河川課班長	和宇慶務君
土木建築部海岸防災課班長	與那嶺哲夫君
土木建築部住宅課班長	眞榮平徹君
病院事業局県立病院課主幹	金城智裕君
警察本部警務部長	幡谷賢治君
会計課長	綿引浩志君
生活安全部参事官	並里博君
兼生活安全企画課長	
刑事部参事官兼刑事企画課長	上村正栄君
警察本部交通部長	當山達也君
交通規制課長	伊波一君
警備部警備第二課長	富山嘉津男君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、請願第3号外1件、陳情平成24年第84号外49件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長

及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成26年度一般会計補正予算（第1号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、災害復旧など、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

説明資料の1ページをお願いします。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ105億5439万9000円となっており、補正後の改予算額は7344億7639万9000円となります。歳入、歳出の主な内容については、後ほど御説明したいと思います。

2ページをお願いします。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをお願いします。

歳入内訳について御説明いたします。地方交付税の11億8619万円は、地方交付税の予算未計上分であります。国庫支出金の36億5600万8000円は、右欄の内訳にあるとおり漁港漁場施設災害復旧費等の災害復旧費のための国庫負担金、及び3つ下の沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金であります。繰入金の26億4833万1000円は、沖縄県安心こども基金など4つの基金からの繰入金であります。

4ページをお願いします。

繰越金の16億7956万6000円は、平成25年度決算剰余金の一部を活用するものであります。諸収入の3億1150万4000円は、公共関与事業推進費貸付金元金収入等であります。中ほどの県債の10億7280万円は、沖縄県衛生環境研究所の整備等のため発行するものであります。

以上、歳入合計は、105億5439万9000円となっております。

5ページをお願いします。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。上から4番目の企画部の沖縄振興特別推進交付金2億5000万円は、沖縄振興特別推進交付金事業の町村裏負担分への財政支援に要する経費であります。下から2番目の子ども生活福祉部の子育て総合対策費19億4836万3000円は、安心こども基金への積み立てに要する経費であります。

6 ページをお願いします。

一番上の保育対策事業費26億904万4000円は、待機児童解消を図るための、安心こども基金を活用した保育所整備等に要する経費であります。5つ下の保健医療部の衛生研究所費10億841万7000円は、沖縄県衛生環境研究所の建てかえに要する経費であります。その下の医学臨床研修事業費20億420万5000円は、北部・離島地域における医師確保のための基金への積み立て等に要する経費であります。その下の看護師確保対策費4480万円は、看護学校等の学生に対する修学資金の貸与に要する経費であります。

7 ページをお願いします。

下から3番目の治山施設維持管理費2650万3000円から2つ下の漁業用施設災害復旧費11億3800万円までは、7月の台風8号で被災した治山施設や漁港等の復旧に要する経費であります。

8 ページをお願いします。

一番上の商工労働部の貿易対策費6億1429万6000円は、国際物流拠点施設の整備における資材や労務費の高騰に伴う経費の増及び追加工事に要する経費であります。3つ下の土木建築部の県単道路事業8737万円から、5つ下の海岸・砂防維持費1000万円までは、台風等で被災した道路、河川などの復旧に要する経費であります。一番下の港湾改修費3822万円は、運天港における陸上電力供給施設の整備に要する経費であります。

9 ページをお願いします。

上から5番目の公共離島空港整備事業費1億5403万1000円は、栗国空港及び波照間空港のターミナルビルの整備、並びに南北大東空港における夜間照明設備の整備に要する経費であります。その下の港湾災害復旧事業費3億4430万円は、台風で被災した渡嘉敷港の復旧に要する経費であります。

以上、歳出合計は、105億5439万9000円となっております。

10ページをお願いします。

繰越明許費に関する補正であります。今回の繰越明許費は、当初予算成立後の事由により、年度内に完了しない見込みの事業について、適正な工期を確保するため、16事業で合計84億8845万5000円を計上するものであります。

11ページをお願いします。

債務負担行為に関する補正であります。追加の欄の衛生研究所費は、衛生環境研究所建てかえに係る工事請負費等について、また、2つ下の空港管理運営費は、南北大東空港及び多良間空港への化学消防車の追加配備費用について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。変更の欄の航空機整備基地整備事業は、同事業の工期変更に伴い債務負担行為を変更するものであります。

12ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。1番上の追加の衛生環境研究所施設整備事業6億7380万円は、衛生環境研究所の建てかえ工事の財源として、また1番下の災害復旧事業3億480万円は、台風で被災した港湾施設及び漁港施設の復旧に要する財源として発行するものであります。

以上が、甲第1号議案平成26年度一般会計補正予算第1号の概要であります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際執行部の皆様に申し上げます。答弁に際しては、要点をまとめ要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 5ページの沖縄振興特別推進交付金というものがあります。これは、市町村の裏負担分が持てないところに県が支援するというものですが、ここで国庫支出金と一般財源に分かれています。少し説明してほしいのですが、裏負担分というのは国が出すものを、市町村は自分たちの一般財源で持つわけですね。それに国庫支出金を充てるということその辺を少し説明してくれませんか。裏負担分は全部県の一般財源かと思いましたが。

○小橋川健二総務部長 ソフト一括交付金ですけれども、補助率が10分の8、それで通常ソフト事業、市町村の事業でいいますと10分の8を一括交付金に充てて、10分の2を一般財源で充てるわけです。それを離島過疎地の財政力の弱い町村については、かねてから裏負担を負担することによって事業を促進させようということで県で財源手当てをしているわけです。県の財源手当てといえますと、今度は県分が一括交付金を使った事業で充てているということになります。ですから、県も10分の8と10分の2を使って、10分の2は県の一般財源です。10分の8と10分の2を使って、これを市町村に交付すると。

○渡久地修議員 私が聞きたいのは、市町村の裏負担分を国のお金を使って充てることができるのですか、ということです。

○小橋川健二総務部長 通常、これまでの補助金ではなかったような制度です。一括交付金は沖縄だけの制度ということもあって、市町村の事情に応じて市町村がみずから主体的に選択をして事業していくというものですから、財政力の小さい一弱い町村にとっては、なかなかその振興事業を進めることができないといった事情がありました。そういうことで、裏負担を措置することによって事業の推進が図れるということで、ここは内閣府ともかなりの調整をして、何とかやっていたいでいる制度です。

○渡久地修委員 これは悪いと思っはけません。いいことだと思いますが、制度上、裏負担分に国のお金を充てることができるかという疑問点を聞いているだけです。そうすると、市町村が持っていた裏負担分を県が肩がわりするとした場合、それは簡単に理解できるわけ。ところが、そこに裏負担分が入ってくると、実際に市町村の補助率というものは10分の8だったのが10分の幾らになるの。100%になるの。県が持つ分は市町村分とみなしてよ。要するに、地元分とみなして、沖縄の市町村の地元として負担は幾らになるのですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 まさに、制度上の話からさせていただきますけれども、沖縄振興特別推進交付金交付要綱がございまして、その中の第3条で、交付金の対象、経費、交付率というものが定められております。その中で、一般的には国庫補助事業、交付金の裏負担については、交付金が充当できないというものがあるのですけれども、括弧書きがございまして、県の交付対象事業、町村が行う交付対象事業という町村負担分に対する支援というものは除きます、という規定がございまして。これに基づいて、交付要綱上認められているということになります。先ほどのお話ですけれども、町村においては100%交付金が充当されるということになります。

○渡久地修委員 だから、町村は100%だけど、町村も沖縄の地元とした場合、実際上は、その事業は10分の8だったの。10分の9ぐらいになるの。それとも10分の9.5ぐらいですか。

○松永享市町村課副参事 お答えします。10分の8については交付金が交付されることになりまして、残りの10分の2のうちの半分、10分の1に関して普通交付税あるいは特別交付税で交付される。非適債事業に関してこの町村支援事業というものが該当するのですけれども、非適債事業に関しては、残った10分

の1に関して、県からの補助金が充てられるということになります。

○渡久地修委員 6ページの医学臨床、いわゆる北部と離島の医師確保事業というのですが、實際上これをやって何名の医師を確保していくのか、その辺を簡潔にお願いします。

○金城弘昌保健医療政策課長 お答えいたします。現在、北部、宮古、八重山で、5名の医師が欠員になっております。それをまず埋めるということが、喫緊の対策というふうになります。そのため、現在の県外のほうから派遣されている医師等ございますので、特定の診療が、例えば眼科であったり耳鼻科であったり、そういったものもありますので、その医師を確保していくということで、病院事業局と調整しながらやっているところでございます。

○渡久地修委員 緊急に5名確保するということですが、どんなふうに確保するのですか。今までも一生懸命やってきてなかなか難しかったと思うのですが、これをやることによって、どういうことで確保できるというのですか。

○金城弘昌保健医療政策課長 これまで琉大病院を初めとして、民間の県外の病院にも協力を得ていました。これは、既存の事業で行ってました。今回の事業につきましては、なかなか県外の病院から支援が難しいというのがあるものですから、今回は県外の医学部と連携して一例えば産科を開設したり、講座であるとか、直接交渉して対応していこうということで考えております。

○渡久地修委員 交渉ということは、この基金を積んで交渉ということは、実際、お医者さんが来るときに、ここに勤務したら手当は幾らか上積みしますよ、などの交渉ですか。

○金城弘昌保健医療政策課長 実際、中身としましては大学のほうで、例えば産科を研究されている講座がございますので、そのほうに直接、いわゆる地域医療ということで研究していただきたいと。その研究のための費用として、県のほうから支出するということになります。

○渡久地修委員 これは、長期的なものが入っているわけですか。

○金城弘昌保健医療政策課長 幾つか事業を考えておりまして、まずは財源を

確保してそれぞれの県外の大学などに当たっていきたいと思っています。基本的には、5年間の基金と計画しております。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 最初、6ページの沖縄県衛生環境研究所というのは、古波蔵にあるものですか。それとも大里にあるものですか。

○金城弘昌保健医療政策課長 大里にあるものです。

○大城一馬委員 古波蔵にあるものは名称は何といいますか。

○金城弘昌保健医療政策課長 家畜衛生試験場です。

○大城一馬委員 関連性はないと思うのですが、1つだけどうしてもこの機会に指摘しておきたいものですから。今の古波蔵にある家畜衛生試験場。ある意味、那覇市の国道沿いにあるわけですね。私は、まちづくりの観点から、この家畜衛生試験場は都市地区から別の場所に移転すべきではないかと感じるわけですね。そして、景観の面からも、極めてよくないと。要するに、あの国道329号というのは、以前、例えば向かい側にある古蔵中学校でもコンクリート壁でしたが、全部取っ払って金網にしたわけです。ですから、今あの通りは那覇の旭橋から起点をすると観光バスがどんどん通っていきますし、ブロック塀というのがここしかない。ずっと与那原3差路まであるのですが、景観の問題からどんどん改善しているのに、ここだけがずっとこういう形で残っている。やはり、移転する所があれば、敷地があれば移転してもいいのではないかなと思うのですが。直接関係ないのかもしれないのですが。答弁できなければ結構ですけれども。

○小橋川健二総務部長 建物もかなり老朽化していて、改築ということもそろそろ視野に入っているところです。研究所ということですので、それにふさわしい地理的な条件などあるかと思しますので、それも含めて部のほうでは、検討しているところだと聞いております。ですから、建てかえの際には、委員のおっしゃるようなことも多分考慮に入れて、立地選定をされるものだというふうに思っております。

○大城一馬委員 8ページですが、これは台風あるいは長雨等による河川の決壊、崩壊等道路、そういった経費ですが、確かに最近よく台風襲来、また長雨の影響でこういう事案が出てきているわけです。沖縄県内でも、本土でもしかりです。大変な災害につながっているのですが、これは県内のいわゆる危険箇所、あるいはまた改善すべき河川等、こういったのはしっかりと把握されているのでしょうか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、河川課から数字を確認してから答えるとの答弁があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 冒頭申し上げましたように、昨今この異常気象というのが普通の雨でもいつの間にか豪雨となってしまっていて、大変な被害が起きてるということもあって、県内でもその都度崖崩れとか河川の決壊などが出てくるものですから、災害というのは人災にもつながるということもあって、私はやっぱり、この改修計画というのを全県的にしっかりと把握し、そして改修計画を立てるということを早期に対策しなければならないと思いますが、どうお考えですか。

○小橋川健二総務部長 災害を防ぐという意味では、河川もそれから地すべり地域も、法によって指定されている箇所は当然把握済みであります。それをどういう優先順位をつけて整備をしていくかということですが、実は平成27年度の概算要求を要望する際に、今回約300億円程度今年度予算より増にさせていただきました。それは、一括交付金も増になっておりますが、その他の公共事業関係費の補助金も増の要望をお願いをしております。その中には、7月の台風8号の反省も入れて、早目に用地交渉でありますとか概略設計などを促進するために、平成27年度予算は、増額の要望をしております。その意味では、今回は数十年ぶりという大雨ということでしたが、これを機にさらに整備を加速させていきたいと思っておりますので、予算面もしっかり対応していきたいと思っております。

○大城一馬委員 しっかり今で整備計画なりを立てて、対応してもらいたいと

思っております。ところで、実は運玉森も以前から私も何回か議会で取り上げさせていただきましていろいろ要請もするのですが、その都度、土木建築部じゃないとか農林水産部に回されたりして頼んだのですが、結構中段からの崩落があって、これがずっと与原側に土砂が堆積して浸水被害もありました。現在も大雨になりますと出てきますが、やはり運玉森は御承知のとおり、非常に景観がいい西原富士と言われるくらいですから、ここの対策も含めてひとつ検討しておいてください。これは要望です。以上です。

○山内末子委員長 先ほどの保留事項について、和宇慶務河川課班長。

○和宇慶務河川課班長 本会議でも説明いたしましたけれども、県では51水系75河川を2級河川として管理しております。そのうち、整備を要するのは59河川、そのうち31河川はおおむね整備は完了しております。現在、25河川で整備を行っておりますが、残りの3河川についても順次整備する予定になっております。

○大城一馬委員 河川にはそういう計画があると。あといろいろなそういった地すべりや危険箇所はどうなっていますか。

○與那嶺哲夫海岸防災課班長 県内には、急傾斜地等土砂災害危険箇所が1032カ所あります。そのうち、保全人家が5戸以上ある684カ所について、土砂災害防止対策工事を行うこととしております。平成25年度末までの整備済み箇所は123カ所で整備率は18%となっているところであります。現在、10カ所で防止対策を実施しているところです。

○大城一馬委員 まだ整備率が18%と。これは先ほど申し上げましたとおり、天候によってはいつ何どき災害が起きるかわからないのと、それが人災につながる可能性もあるということで、これも早急に対策を立ててほしいと思います。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 5ページの先ほどの沖縄振興特別推進交付金ですが、説明によると財政力指数に基づく支援対象の拡充が検討されたとありましたが、要するに従来の18団体の財力指数と5団体とどこが違っていますか。

○宮城力市町村課長 従来の離島過疎18団体の選定に当たりましては、財政力指数を勘案して、町村会と協議の上決定しました。今回の対象団体の見直しに当たりましては、基地交付金、それから調整交付金、基地所在村に交付されるこれらの収入を勘案し、財政力の度合いをはかって町村会と協議した結果、この5団体を追加することで町村会の合意が得られたところです。

○吉田勝廣委員 結構だと思うが、無理をしているという感じはします。18団体の財政力指数は、大体平均で幾らぐらいですか。5団体の財政力指数は幾らぐらいですか。例えば、中城村、与那原町、八重瀬町は少ししか基地はないですよ。恩納村と宜野座村も調整交付金、基地交付金そんなに多くはないと思うが、その辺を少し説明してくれますか。

○宮城力市町村課長 財政力指数で申し上げますと、現行の18団体のうち財政力指数が一番高いのが本部町で0.25となっています。一番低いのが0.06の渡名喜村。今回、新たに対象になりましたところで一番財政力指数が高いのが0.47の恩納村になります。

○吉田勝廣委員 財政力が低いところはどこですか。

○宮城力市町村課長 今回新たに対象になった5団体のうち、もっとも低い財政力指数は0.3の宜野座村となります。

○吉田勝廣委員 これに交付金を足して財政指数を上げたわけですね。上げて幾らになりましたか。基準の問題がある。財政力指数は全国的には0.5や0.6などたくさんありますが、沖縄県は大体低い。財政力指数は、どこを目安にしているのか。例えば、0.47で最高をとっているが、例えばこれが0.48とか0.49とか。その対象の基準はどこをとっているのですか。

○宮城力市町村課長 今回の見直しに当たりましては、基地交付金、調整交付金を含めた財政力指数を新たに算出して、そこで協議いただきました。財政力指数を加えると、恩納村が0.49になります。全国の財政力指数の市町村の平均が0.49となっておりますので、それを超えないというところで5団体が追加されることを了解いただきました。

○吉田勝廣委員 別に基地交付金を掛けなくても0.47だから。元々、基地交付金は財政力指数に入らないでしょう。無理して入れてあるから違和感を感じるのです。もう一つは、例えば、25億円を23団体で割ると1団体当たり約1億800万円ぐらい。10分の1は皆さんが補助金を出すと。10分の1は起債でやるわけですよ。皆さんの裏負担分は10分の1になるわけです。そうすると平均1億800万円が各町村に割り振られる。当たっていますか。

○山内末子委員 休憩いたします。

(休憩中に、宮城力市町村課長から今回の補正額は2億5000万円であること、町村支援の対象になるのは非適債事業であり、その際の10分の1は特別交付税で措置されるとの説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 そうすると、特別交付税で1割は面倒を見ると。特別交付税というのは、例えば、災害や特別交付税となってくるのですが、こういうふうに使われるのですか。

○宮城力市町村課長 従来の特別調整費にあっても、特別交付措置がございました。これを踏まえて、今回の特別推進交付金の裏負担の1割に特別交付金が措置されるというスキームになっております。

○吉田勝廣委員 特別交付金はどこから出ているのですか。

○宮城力市町村課長 総務省です。

○吉田勝廣委員 今後の課題として、財政力指数は常に変化していくので、これからは本土と比較して財政力指数が本土と同等のもの以下、これについては今後とも裏負担金とか財政支援をするというのが県の方針ですよ。

○小橋川健二総務部長 今、市町村課長から言いました全国平均の0.49を目安にしたという説明ですが、それを下回れば全部やるかということではないと思います。ただ、この裏負担をこういう措置をしている趣旨は、大きい市、小さ

い町村とさまざまですので、今ある10年間の一括交付金事業をスムーズに進めてもらうということが趣旨でございます。そういう意味で、まずは、財政力指数というものを一つの目安にしたわけです。おっしゃるように、町村によっては年度によっては、いろんなプロジェクトが集中したり、それから財政事情もさまざま年々変わる可能性はあります。そういう意味では、今回措置ができない町村については、今後財政力の状況を見ながら、こういう措置が必要であれば柔軟に今後とも考えていきたいと思っています。

○吉田勝廣委員 戻るけど、0.49の財政力指数がありました。なぜ、さっき言った調整交付金をどうして財政力収入として加えたのか。これは意味がわからない。0.49以下が平均とすると、それ以下が0.47だからそこを無理して加えたかがわからない。

○宮城力市町村課長 大きく分けて理由は2つございます。財政力指数を算出するに当たっては、交付税の算定上標準的な行政コスト、税収がどの程度占めるかであらわされます。この税収には基地交付金などは含まれておりません。基地交付金については、いわゆる国有資産に係る固定資産税の代替的措置も有しております。税の身がわり的な性格も有しておりますので、税収に加えて県内町村も政策の財政力もはかる必要があるのではないかと。

○吉田勝廣委員 あなた方、総務省の見解を飛び越えているよ。そういうことをしたら、今後、基地を持っているところは大変ですよ。固定資産税にかわるものだから税収は一緒ではないかと言われると、今後基地を持っているそういう調整交付金を持っているところは大変ですよ。そういうふうに加えられたらパンクをしてしまいます。そういうことは、私は余りいいことではないと思います。それは総務省の枠を超えています。

○小橋川健二総務部長 そういう仕組みではなく、趣旨は交付金事業をいかにスムーズに進めていくかということですので、そこが税収と一緒にということではなくて、財政力の度合いをはかろうと。進めぐあいにどれだけ力があるかということを目安をつくろうと。言ってみれば、苦肉の策でありますけれども。

○吉田勝廣委員 だから、今の説明だと少し、違和感があると思ったものですか、そこだけはしっかりしておかないと今後の問題があるので、検討してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 総務部長、質疑に入る前に2点教えてほしいところがあるのですが、1つは、乙第23号議案で経済労働委員会で審議する議案との関連ですが、この県営水質保全対策事業の市町村負担分という、7600万円相当の予算計上の仕方なのですが、当初予算で負担金収入で計上したのです。本来、市町村に負担させる地方財政法の議決が必要であれば当初予算と同じように議決議案も出すべきだと思うのですが、これはどうですか。

○長本正農地農村整備課班長 お答えします。負担金の議決は、地方財政法に基づいて関係する市町村の意見を聴取した上で、県議会の議決により県営事業の要する市町村の負担金を定めるものであります。県は、県議会への議案提案に先立ち、対象地区、負担割合及び負担額を市町村へ示し、意見を聴取する必要があります。これら議案提案の前提となる市町村意見聴取事務の期間を考慮すると、当初予算に合わせた2月議会での提案は困難と考えており、事業実施年度内において議決を行っているところでございます。

○高嶺善伸委員 市町村長の同意はいつの時点で出ているのですか。

○長本正農地農村整備課班長 事業の計画自体は、事業を計画するときに、市町村から負担割合については同意は得ております。

○高嶺善伸委員 当初予算に予算を組んだのです。そして、市町村の負担分も決まっている。同意も得ているのです。ですが、議決議案だけ10月に出してくるといのは、議会は追認機関かということになるのです。本来、予算措置するときに、市町村にもこれだけの負担をさせたいけどいいですかと議会の議決を得るべきです。なぜこれを聞くかという、県は当初予算を組むときに当該市町村が予算を組まなかったら、この事業はできませんとおどすらしいのです。そして予算を組んでおいて、今度は議会に市町村の同意を得ているから議決してくださいと来るのです。このあたりの議案の出し方、予算編成の仕方、少し議会を混乱させる手法の一つですか。

○渡嘉敷道男財政課長 仕組みの概略を申し上げますと、事業の採択の時点で、

関係市町村の了解を複数年単位で了解をいただくということにしているよう
でございます。それから、各年度の予算につきましては、予算時点では、地区別
に見込み計上をしているということのようです。それから、年度途中で執行状
況を踏まえて、負担金を確定していくという流れになっております。

○高嶺善伸委員　そうすると、この議決をするまで予算執行しないで待ってい
るのですか。

○長本正農地農村整備課班長　事業の執行はしております。水質保全の事業の
採択に当たり、事業計画や維持管理計画、費用負担等を定めた高度流出防止環
境保全管理計画がございまして、これを市町村と協議して、異存ない旨の了解
を得ております。

○高嶺善伸委員　総務部長、これは事業課ではなくて、議会と総務部との信頼
関係の問題で我々は当初予算を審査し、負担金収入はそこで議決されたわけ
です。地元市町村には、予算計上しないと事業はできませんよと言うわけ
です。市町村への負担金を徴収していいかという議決議案は、今度、出ている
のです。去年もおととしもそうなのです。そうすると、乙号の議決というのは
議決機関の権能は何なのかということになるのです。そして、市町村の負担
の議決をする前に既に予算を執行しているのです。そうすると、地方自治法
第98条に違反しているのではないかという問題があるので、議決議案は当
初予算を編成するときに、あわせて今度はこれだけ市町村に負担させますよ
という負担金を徴収していいかどうかという議決をやらないとおかしいとい
うことです。

○長本正農地農村整備課班長　2月の当初予算で議決を得るには、対象地区
とか負担割で市町村に意見を聴取する必要があります。これらの県の議案提
案の市町村意見聴取事務の期間を考えると、当初予算に合わせて2月議会
での提案は困難であると考えており、当9月議会での提案となっております。

○山内末子委員長　休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から我が県だけがそのような取り扱いをしている
のか、タイミングの問題等を整理して報告する旨説明があった。)

○山内末子委員長　再開いたします。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 この件については、土地改良法と負担金の徴収条例とは違って、その年度の市町村の負担を定める、そしてそれを議決しなければ徴収できないという地方財政法上の議決議案ですので、今の提案の仕方は私は好ましくありません。この提案の仕方は、次年度以降を含めて総務部中心に、予算編成の仕方、議決議案の出し方について、整合性がとれるような説明ができるようにしてください。時間がないですので、検討時間を猶予しますので後で御報告をお願いします。

補正予算というのは、事情の変更により緊急に対応を要する経費について補正する予算のことですよね。質疑ではないのですが、予備費の補正というのは余り聞いたことがありません。緊急事態が起きたのかと思っていましたが、予備費が1億1309万8000円緊急に補正しなければならなかった理由だけを聞かせてくれませんか。

○小橋川健二総務部長 確かに、予備費の補正というのはなかなかないです。ただ、国ではたまにあたりというの聞いたことがありますけれども、今回のものは、毎年2億の予備費を計上していますが、既に1億数千万円、ほかに流用していますが、特にことは豪雨がありました。それから台風がありました。ということで実は、今回の補正予算の災害復旧で18億円余り出していますが、総額で災害復旧、約30億円の災害が出ております。災害復旧費も、当初予算の見込み計上していますので、その分からも当然使いますけれども、それでも足りなくて、予備費でも約9000万円流用しているわけです。今後、あと半年ありますので、どういう事態になっても対応できるようにということで、とりあえず当初予算のベースまでは積み戻しておこうと。ある意味では危機管理上の考え方で、やっております。

○高嶺善伸委員 わかりました。それでは、通告してある質疑をさせていただきます。環境整備企画費ですが、基金の繰り入れをして、海岸漂着したごみの回収処理をするという経費でありますけど、グリーンニューディールも終わって、新たな事業として、平成25年度、平成26年度市町村に委託してごみを回収するというのが形ですが、この事業について教えてください。

○新垣博環境整備課班長 お答えいたします。これは、平成24年度の補正で、国のほうが100億円準備して地域環境保全対策補助金、海岸漂着物対策推進事

業ということで計上しました。沖縄県の昨年の4月に内示を受けた6億円を9月補正で予算措置をいたしました。平成25年10月に沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例を制定し、基金を設立いたしました。平成25年、平成26年、基金を取り崩して、海岸管理者、沖縄県の場合は土木建築部と農林水産部ですが、予算を分任して、あと以前のグリーンニューディールのとくと違いまして海岸管理者ではない市町村が行うことに対しても、補助金は適用されるということで、要望があった市町村に補助を行って回収処理事業を実施しているということです。

○高嶺善伸委員 この基金6億円はみんな今回の取り崩し、繰り入れで使いきることになるのですか。

○新垣博環境整備課班長 平成25年度予算の2億6860万円で、その残額が1億754万4000円、今回の補正です。平成26年度の当初予算額3億3576万9000円と合わせて4億4331万3000円で事業を実施する予定でございます。

○高嶺善伸委員 大事な事業で議員立法でできた法律に基づいて、10分の10で海岸線の漂着ごみの回収ができるわけなので、ぜひ継続してきれいな海岸線を保全できたという気がします。今回の基金6億円で、海岸管理者で行ったものと市町村に委託して回収したものと実績はどのような状態になるのですか。

○新垣博環境整備課班長 平成25年度の回収実績ですが、海岸管理者土木部局と農林水産部局で373トンです。平成25年度5市町村が65.5トン、環境整備課のほうでも一部普及啓発事業のために回収していますので18.4トン。県全体で合計8892トンということになっております。

○高嶺善伸委員 平成25年度の8892トンの内訳で、海岸管理者がやった分、環境整備課がやった分、市町村がやった分をもう少しわかりやすく説明してください。

○新垣博環境整備課班長 繰り返し御説明いたします。海岸管理者土木部局と農林水産部局の海岸管理者で373トンです。それから、5市町村合計で65.5トン。それと整備課のほうで18.4トン。合計県全体で8892トンでございます。

○高嶺善伸委員 県全体の合計が合わないから聞いているのです。

○新垣博環境整備課班長 訂正いたします。県海岸管理者289.5トン、市町村65.5トン、環境整備課で18.4トン、平成25年度県全体で373.4トンでございます。

○高嶺善伸委員 皆さんが、漂着推定しているごみの何%ですか。

○新垣博環境整備課班長 現在量推定でございますけれども、約8900立米です。平成25年度が、2473立米の回収量ですので3割くらいですか。ただ、御承知のとおりごみは毎年来ては……。

○高嶺善伸委員 後で資料を委員に配ってください。漂着推定のごみの量、それから平成25年度で回収した実績、そして全体の需要に対して何%ぐらいがこの事業でできているのか、平成26年度の予定、これだけ資料を出してください。私がなぜ聞きたいかという、大潮や台風のたびに通常でもごみが押し寄せていてきれいな白い砂浜がこういう状態では、観光立県が泣くのですよ。これは10分の10の事業ですから、法律もできているのだから、もう少し予算を強化して海岸線をきれいにしようではないですか。ですから、海岸管理者は県だけではなくて市町村がよく実態をわかるのです。市町村に委託をして市町村が業者に入札して、業者が定期的に海岸をきれいに清掃する、事業にもなる。海岸もきれいになる。10分の10の事業である。国はこれを要求している。こういうことで、海岸をきれいにする以外ないのではないかと思います。平成26年度でこの事業は終わりと言っているのですよね。平成27年度以降、今度の皆さんの概算要求を含めて、どういう見通しを持っておられるのですか。

○新垣博環境整備課班長 海岸漂着物処理推進法において、国は財政的な措置を講じることになっておりまして、環境省のほうでは次年度も当然のことながら要求しているということですので、県では平成27年度も国の補助金を利用して、海岸漂着物の回収処理、発生対策、環境教育、もう一つ、海外交流事業等を実施する予定でございます。

○高嶺善伸委員 これまでの立法化以来の5年くらいの事業をきちんと検証して、次年度以降きれいな海岸線が保全できるように事業の推進をお願いしたいと思います。

次に、6ページの医学臨床研修事業費です。医師が不在のために、診療を休

診している緊急医師確保が必要ということで、20億円の基金を設置するということについては評価します。八重山病院の脳神経外科医不在というのは、患者が発生すると、宮古とか沖縄本島に運んでいるのですよ。これは離島の地域完結型で、特に大事な脳神経外科がこういう状況ではいけないなど、私はこの事業で、診療を休止している今の欠員の5名を含めて年度内に効果が出るようにお願いしたいなと思っているのですが、見通しはどうか。

○金城智裕県立病院課主幹 委員の言われた5名ですね、今回20億円の基金を積んで、旅費として200万円補正を上げているのですが、今後県立病院課が持っているネットワークで、各県外の大学などを回りまして調整して医師不足の解消に努めてまいりたいと思っております。

○高嶺善伸委員 20億円組んだのだから、欠員を確保するためには212万円だけでは少ないと思っているものだから、年度内に医師を確保するためにもっと予算を活用して緊急医師確保をやったらどうですか。その見通しはどうかということです。

○金城弘昌保健医療政策課長 県外の大学から医師を派遣してもらおうということで、考えているんですけど、具体的に大学との調整のために予算を計上しまして、5年間でしっかり確保しようということです。まず大学と調整しまして、できるだけ早い時期に調整ができましたら予算を計上して確保していきたいと考えています。

○高嶺善伸委員 せっかく補正予算で、20億円組んだのですから、この欠員を解消するのに緊急対策事業がたくさんあるのだろうと思っていれば、212万円しか使わないので、これで医師確保ができるのかなと懸念があるのです。これについては少し連携をとりながら、予算を執行してください。お願いしたいのが一つあります。皆さんの議案説明書を見たときに、緊急医師対策事業は、県外の大学にだけ限定しているのだから、5年間行うわけですから、地元の琉球大学医学部含めて医師の緊急確保という連携では、必ずしも県外の大学だけには限定しないで基金の20億円の運用、既存の事業もあるだろうが、もう少し幅広く対象を考えてもいいのではないのでしょうか。

○金城弘昌保健医療政策課長 基金で行う事業ですが、緊急に医師を確保するという事業以外に、定着促進するような事業や技術力を上げるような事業も考

えています。緊急に医師を確保するというと、今も琉球大学で行っているのですが、なかなか派遣ができない状況がございますのでその部分については県外の大学にお願いしますが、それ以外の事業については琉球大学と調整しながらやっていきたいと考えています。

○高嶺善伸委員 皆さんの計画を否定、批判しているわけではありません。20億円の基金事業をするのに、県外の大学とだけ用途を限定するので、そういう可能性があるとするれば県内の大学も含めて事業を運用すればいいのではないのですか。余りにも、県外だけに限定すると誤解を招くのですが。

○金城弘昌保健医療政策課長 繰り返しになりますが、緊急に医師を派遣していただく分について琉球大学にこれまでお願いしているのですが、なかなか厳しいというふうなことがありますので、医師の強化、いわゆる資質を上げたりですとか、研修したりですとか定着をするというような部分では検討していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 琉球大学とも仲よく連携をして医師確保が安定してできるために、卒後の研修医含めて県内で頑張っているのです。ですから、県立病院、特に離島の病院に医師をどう派遣するかというときに今は駆け込みで県外の医局に派遣してもらっている苦しい事情はわかりますが、今後どういうふうな医師確保がいいのか、この基金事業の説明のときには、県民から誤解されないように、県内の大学も視野に入れて検討してください。要望しておきます。

次の看護師確保対策事業ですが、修学資金ではあるのですよね。離島の県立病院は看護師がいないのです。年度末は、休床せざるを得ない状況に追い込まれている。なぜかと聞くと、県立の看護学校があるときは県内の地域医療、離島医療のために頑張らなさいといいながら、看護師を養成していきます。それが、浦添看護学校がなくなって、看護師の中には離島勤務を嫌がる人が出てくるわけです。そうすると、年度末になったら看護師確保のために現場は東奔西走するのです。医師確保だけではなく、看護師もいない。こういう現場を考えたら、看護師確保対策事業で修学資金となっていますが、それは必要な資金でしょう。緊急的な看護師の確保というものを想定して皆さんやっていますか。

○金城弘昌保健医療政策課長 看護師確保についてはいろいろな事業がありまして、潜在看護師の再就職のための事業があったりですとか、ナースバンクみたいな形の事業をやったりと、いろいろ事業を実施しているところでございま

す。でも、委員がおっしゃるように、県立病院でも欠員が出ているとか、離島での看護師の確保は厳しい状況と認識しております。

○高嶺善伸委員 看護師対策事業の中で、今年度も年度末を迎え、欠員が休床問題でまた出てくる。そういうことを想定してことは大丈夫ですか。次年度以降含めて、看護師の確保対策はきちんとできていますか。

○金城智裕県立病院課主幹 現在、県立病院の看護師の休職者なのですが、9月1日現在、育休者が95名、病休者が11名、計106名ですが、その分に対して臨任、再任用で10名、臨任で102名、合計で112名補充しておりますので今年度は前回ありました育休者、病休者が出て看護師不足になって大きな影響が出るというのは、現在のところは補充できていると考えております。

○高嶺善伸委員 現場では全然違います。離島の事情をよく理解しておいていただきたいと思うのは、休職者が出ると補充が難しい。臨任としても期限があるのですよ。それで、医師、看護師、コメディカルの確保は、今のきちきちの定数管理では人材確保できない。臨任期間が過ぎて、すばらしい人材なのに県立病院では引き続き確保できないので民間の病院が喜んで引き上げていくのですよ。定数条例も年々改正してふやして医業収益にプラスするような対応をしてきているので、評価していますけれども、さらに台所をよく見ながら定数についてはぜひ配慮してください。

○小橋川健二総務部長 定数というのは、職があつて定数ということですから、それ以上の確保をせよという意味であれば、難しい話であります。それより、私が前から聞いている話ではあるのですが、離島の看護師含めコメディカルも非常に確保が難しいと、欠員補充も臨任を充てようとしても、なかなか来てはくれないと、そういう話もよく聞いております。そこは、病院事業局とも、どんな方法があるのかと相談しないといけないですし、我々ができることがあれば、やらなければいけないなと思っております。具体的に、病院事業局と離島の看護師、コメディカルの充足、確保についてはよく相談をしていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 次に、土木建築部の県単道路事業の管理ですが、台風災害並みに今、雑草の成長が早くて、各市町村から出てくる文句が県道はどうなっているかと。もう少し、街路樹、植樹ます等の管理をきちんとしなさいと。こう

いう苦情が多いのです。特に、観光立県でそういう街のイメージ、道路環境に大きな評価が分かれるのです。そんなに雑草の手入れができないのは、何が原因ですか。

○上原武則道路管理課副参事 平成25年度までは、除草は予算の関係上年2回ほど行っていましたが、平成26年度は除草予算も7000万円増になりまして、フラワークリエイション事業という花で観光地を満たそうという事業がありまして、花を植えるのと一緒に除草をしましよと一体的にやるということで、平成26年度は年3回程度目標に今除草しようと考えております。去年よりは、よくなると思っています。

○高嶺善伸委員 何回くらい除草すれば、沖縄の道路はきれいになるのですか。

○上原武則道路管理課副参事 沖縄県道路植栽事務等維持管理マニュアルで望ましいのは年4回ということになっています。いろいろ工夫して、ボランティアなど活用して除草に努めてまいりたいと思っております。

○高嶺善伸委員 総務部長、予算編成の仕方ですが、年4回が適切だという現場の要望に半分の2回分しか予算を配分しない。増額しても3回。これは、マニュアルが不十分だと思うのですが、雑草の成長は早いのですよ。観光立県という一番の玄関口の道路というものについて、もう少しマニュアルどおり除草ができるように予算を配分したらどうですか。

○上原武則道路管理課副参事 予算の話ではなくて、維持管理するのはいいのですが、抑制対策として、先ほどおっしゃった維持管理マニュアルも見直しています。維持管理の負担が少ない道路の工夫、例えば路肩に雑草が入らないように張りコンクリートをしたり、既存の道路の改善、植樹帯をまずに改良する。道路状況に応じた効果的な管理ということで、清掃除草回数の見直し、さらに地域ボランティア団体の育成、適正な道路管理に努め、抑制対策も考えています。

○高嶺善伸委員 こういう機会だから、災害復旧のことに関連して言うのですが、県道の景観というのは雑草の不平不満が多い。やっぱり沖縄は成長が早いと言われないうように、予算を確保してやらないと、予算がないから2回が3回になったからというわけにはいかない。道路照明も同じ。予算がないからとい

って、半分くらい間引きして消えているのです。これも暗い。聞いたら予算がない。雑草はどうなったかと聞いたら、予算がない。とうとう観光協会から所管の土木事務所長にも何とかしてくれと要請が出ているくらいです。その辺は補正も含めて次年度以降、特に道路環境については力を入れてください。

○小橋川健二総務部長 耳が痛い話で、沖縄は施設をつくれればつくるほど、維持管理費が必要で、なかなか維持管理費については国費を充てたりというのは非常に難しいのですが、これを工夫をして一括交付金で、例えば観光に資するような大きな道路ですとか、こういったものについては、維持管理費も道路整備の中に入れてやってみたりですとか、あるいは今、土木建築部にお願いをしているのは、管理がしやすい道路、これは道路の水準にもよりますが幹線道路とそうでない道路との整備のやり方、例えば中央にますを全部の分離帯に設けるとなりますと、これはなかなか維持管理が非常に難しいわけです。景観を観光客にもきちっと見てもらえるような景観が大事な道路についてはそういったものがあってもいいかもしれませんが、そうではない生活的な道路については、そうではない仕方があるのではないかと。そういうことで、そこの整備のあり方を少し検討してもらっています。いずれにせよ、公共施設はきちんとその目的に沿った環境にしないといけないと思っていますので、限られた財源ではありますが、一生懸命目配りをしていきたいと思っています。

○高嶺善伸委員 最後に、こんな滑稽な話があるのです。石垣に国道390号というのがあって、その電線類の地中化埋設を事業したのです。それで、電柱がなくなったものだから今度は景観に貢献できるような道路照明をつけたのです。工事完了して3年になります。この道路照明、一度もついたことがない。会計検査にひっかかるのではないかと思うぐらい、周辺の方々からきれいになったけど以前より真っ暗になったと。現場では予算がないのですよ。そういうことでせっかくついている照明をつけない。雑草も手入れができない。苦情は現場に行く。部長のところには、なかなか耳に入らないはずですから、きょうは要望しておきますので、ぜひ現場に入るように、観光立県に恥じない道路管理をさせてください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 一、二点ね。説明資料を見していますが、自殺対策緊急事業で

1200万円入ってる。この5年間の県内の自殺者の推移を少し説明してください。

○**系数公健康長寿課長** 過去5年間の警察統計による沖縄県の自殺者のデータですけれども、平成21年が406名、平成22年が363名、平成23年が387名、平成24年が267名、平成25年が278名と推移しております。

○**玉城義和委員** 平成21年の400人台から200人に、300人近いわけですが、減少傾向にあるというのは大変結構なことだと思います。この今回の補正の対象団体というのはどこですか。それと団体ごとの金額を教えてください。

○**系数公健康長寿課長** 今回の補正事業につきましては、1つは電話相談、3月が自殺対策強化月間になりますので、そのときに電話相談フリーダイヤルを設置するというので、その関係団体としましては、沖縄県臨床心理士会、産業カウンセラー協会、司法書士会、精神保健福祉協会、沖縄いのちの電話、というところに委託を検討しております。それから、もう一つの事業は自殺全体の自殺予防の普及啓発ということで、業者を使って広報啓発をするということになります。それから、もう一つは、具体的に委託先は検討中ですが、自殺未遂者対策ということで、沖縄県の自殺者のうちの約3割くらいは自殺未遂の経験で病院に搬送されたことがありますので、その未遂者を適切な相談機関につなげるという事業を今検討しているところです。これは、県内の救急医療機関、精神科のかかりつけの先生などと検討してネットワークをつくっていくという事業になります。

○**玉城義和委員** 団体に対する金額を聞いているのですが。

○**系数公健康長寿課長** フリーダイヤルにつきましては総額今250万円を予定しているのですが、団体については一つ一つに幾らということではなくて、当番のような形になって担当していただくということですので、個別の団体に対する予算という数字は準備できておりません。

○**玉城義和委員** 1200万円じゃないの。

○**系数公健康長寿課長** 1200万円のうち、電話相談の分につきましては250万円ということになります。

○玉城義和委員 各団体に対するそれぞれの金額は決まっていないのですか。

○系数公健康長寿課長 今のところは、決まっていない状況です。

○玉城義和委員 自殺ということについては、自殺者の10倍くらい自殺の執行している自殺したいと思っている、あるいは、未遂者も10倍くらいはいるのではないかということもありますし、一番大変なのは遺族です。残された人たちのケアのような、その辺の総合的な対策というのはどうなっていますか。

○系数公健康長寿課長 沖縄県では、自殺対策総合計画を平成19年から立ち上げております。その中では、自殺未遂をした方、あるいは自身の遺族の方などに対するケア、それから自殺未遂につながるような精神疾患、鬱病を持っている方、あるいはその前の段階でストレスの発散とかですね、団体ごとにそれぞれの団体が対策を行っているというふうな形になっていますので、関係団体ごとに取り組みを進めている状況です。

○玉城義和委員 「いのちの電話」という朝から夜遅くまでやっている団体があって、私もその現場に行ったことがあります。夜の時間にこれから自死しますという修羅場というか非常に緊迫したやりとりがあるのです。それを見ていて、大変なことをやっているのだなど。これはみんなボランティアですよ。本当にぎりぎりのところで食いとめる修羅場みたいなところがあって、それをみんなボランティアでやっている。その電話を受ける人の養成も含めてボランティアでやっているということもあって、そういう人たちによってこの数字も含めて保たれている実感があるのです。そういう意味では、もっと予算をふやして、きちっとやったほうがいいと。せっかく自殺者の数が減少してきているわけですから、もっと減らしていく理由は、鬱病とか失業ですとかいろんな病気やいろいろな原因はありますけれど、自死をするということは私の周囲にもけっこうありますけれど、人に相談ができないうらい追い詰められていくというのがあって、ボランティアの人たちも非常に精神的に大変な負担なのです。それをボランティアでやっているわけだから、ここは予算的に制限をしないできちっとやっておくべきだと。これぐらいの金額では、私はそういう防止については非常に足りないのではないかという感じがするのです。非常に落差がある。その辺は来年度含めて思い切って対応すべきではないかと思えます。

○系数公健康長寿課長 「沖縄いのちの電話」につきましては、電話相談によ

って自殺予防に非常に大きな役割を果たしていただいていると認識しております。県のほうでは、平成21年度から自殺相談員の研修であるとか、「いのちの電話」自体の広報について、予算の支援をさせていただいております。平成26年当初予算で679万円ということで、ずっと6年間継続して向こうのほうからリクエストを聞きながら、自殺対策の基金を使って予算を計上しているところですので、引き続き、連携をしながら必要な予算については確保していきたいと思っております。

○玉城義和委員 非常に県からの助成があるということについては、感謝をしているということですが、来年度以降含めて、思い切ってやっていただきたいと思えます。どうですか。

○糸数公健康長寿課長 必要な予算につきましては、「いのちの電話」と連絡連携しながら確保に努めたいと思えます。

○玉城義和委員 次に、県営住宅建設費とありますが、今の県営住宅の建てかえとかあるいは新たに県営住宅をつくるという計画はあるかどうか、その辺について説明してください。

○眞榮平徹住宅課班長 今回の予算編成の話でよろしいでしょうか。県営住宅の今回の9月補正の要求している団地は、南風原団地—通常南風原第一団地と呼ばれていますが、その補正予算を計上しております。補正予算の内容ですが、既設の13棟ございまして、これも建てかえということでその解体工事にかかる費用を4100万円を計上しております。

計画としては、平成23年度から平成32年度までの10年間で、7団地1682戸建てかえるという計画をしております。新設の公営住宅につきましても八重瀬町に50戸程度の伊覇団地—仮称ですけれども、それを計画しております。

○玉城義和委員 新設についてはこれ以上はつukらないという方針ですか。

○眞榮平徹住宅課班長 そういうことではないのですが、21世紀ビジョン実施計画の中で、平成33年度までに新設を1660戸、市町村含めてですけれどもつくる計画になっておりまして、市町村も当然ですが県も新設をやっていけないうことと、もしくは建てかえのときに増戸するということを考えております。

○玉城義和委員 1660戸というのは、要するに部屋数ということですか。

○眞榮平徹住宅課班長 そうです。新設として。

○玉城義和委員 これはやはり、過疎地だとか住宅人口の配置だとかということにかかわってくるのですが、この主な1660戸をどういうところに配置をするのですか。

○眞榮平徹住宅課班長 手元にはございませんけれども、全県の市町村の建てかえにプラスして離島市町村の新設を計画しておりまして、県営につきましても、名護または中部、南部におきまして建てかえが始まっておりますので、それについても増戸を計画しております。

○玉城義和委員 新しくつくる計画の箇所はどこですか。

○眞榮平徹住宅課班長 八重瀬町の伊覇土地区画整理事業区域内に伊覇団地という仮称ですけれども、一応50戸程度予定しております。

○玉城義和委員 ほかに。

○眞榮平徹住宅課班長 ほかに、何年先かわかりませんが、西原町のほうに県営住宅がございまして、その用地も今後新設の公営住宅として、考えていかなければならないと考えております。

○玉城義和委員 その建てかえのときの増設のほかに、新築というか新しくつくるというところで何戸ですか。

○眞榮平徹住宅課班長 増戸分を除いて、新設、新たな新設でよろしいでしょうか。それについては、まだ決定していないのですが、先ほど申し上げたように伊覇団地のほうで約50戸程度、西原地区のほうで100戸から200戸の間ということ想定しています。まだ決定ではございません。

○玉城義和委員 これで200戸ぐらいと。あと1400戸ぐらいは建てかえのときに増築するということですか。

○眞榮平徹住宅課班長 市町村が、大分新設とか増戸しております、手元に数字がちゃんとした数字はありませんが、かなりの数で頑張っておられます。

○玉城義和委員 今聞いているものに答えてください。

○眞榮平徹住宅課公営住宅班長 もう一度、済みません。

○玉城義和委員 増築、新築が約200戸ぐらいと、すると1400戸ぐらいは改築のときに増築をするということですか。

○眞榮平徹住宅課班長 県だけではなくて、市町村も含めて増戸していきたいという考えでございます。

○玉城義和委員 住宅があれば、地域に戻りたいという要望もあるわけで、そういう意味では離島だとか北部の過疎地域にそういうものができれば、人口の再配置ができるということもあるのですが、その辺の政策的な配慮はないのですか。

○眞榮平徹住宅課班長 離島につきましては、地域の事情に詳しい市町村がやるべきだと県のほうは考えておまして、市町村の要求があったときは、優先的に予算をつけているという状況でございます、県の場合は現在、県有地がございます、今言った伊覇団地のほうと西原町にございまして、その新築を増戸として持っていきたいと。残りは建てかえのほうで割り増しするということを考えております。

○玉城義和委員 次に、この補正に組まれている一般警察活動費について中身を説明してください。

○富山嘉津男警備第二課長 今回要求しております一般警察活動費等につきましては、パトロールカーや船舶、ヘリコプターの燃料費としての装備費及びヘリコプター維持費、消耗品及び計画書作成経費などとして使用した一般警察活動費となっており、それぞれ本年6月の対馬丸犠牲者の慰霊に伴う天皇皇后両陛下沖繩行幸啓における警衛警備対策に要した経費相当額となっております。

○玉城義和委員 この補正は、天皇陛下の来県に係る経費ということですか。

○富山嘉津男警備第二課長 そのとおりでございます。

○玉城義和委員 総額幾らですか。

○富山嘉津男警備第二課長 4656万7000円となっております。

○玉城義和委員 陛下が来られると、5000万円くらい金がかかるということですね。それで、パトロールカーに使われている燃料ですが、ハイオクを使っているのですか。

○富山嘉津男警備第二課長 基本的には、今回の警衛につきましては、400台近くの車両を使用しておりますが、そのハイオク車両が何台あったか等については、現時点では把握はしておりません。

○玉城義和委員 これに限らず、県警のパトロールカーの中で、私もよくわかりませんが、ハイオクを使っているハイオク仕様車両というのはパトロールカー全体のうちの何台あるのですか。

○綿引浩志会計課長 警察車両につきましては、警察法の37条、それから施行令の2条というのがありまして、国庫支弁経費になっております。購入の部分については、国一警察庁が各都道府県の分を一括で購入しまして、契約をしまして、各都道府県に配備するというふうになっております。割合としては、国有車両9割、県有車両1割となっておりますけれども、ハイオクを使用する理由としましては、当然それぞれの見合うその燃料というのを使わないと故障とかありますので、そういった形でハイオク仕様で警察庁から物が配られればその燃料を使わざるを得ないということでございます。

○玉城義和委員 普通のガソリンとハイオク仕様車の割合はどうなっていますか。

○綿引浩志会計課長 それぞれ警察の特殊性がございますので、いろいろ犯罪を誘発したり、警戒警備に支障があるという危険性から明確なお答えはできませんけれども、一般に交通取り締まり、それから機動捜査、自動車警ら等と機

動力を必要とする車両について、ハイオクを使用しておりまして全体の約1割程度というふうには聞いております。

○玉城義和委員 1割。これは、要するに国庫でパトロールカーの購入というのは国庫なのですか、全部。

○綿引浩志会計課長 国庫支弁経費、購入の部分については、車両の購入部分については、国費というふうになっておりますけれども、国の国費の予算の関係上、県費で買うということもございます。

○玉城義和委員 非常に燃料ガソリンが高くなっているわけで、そういう中でそのハイオクをあえて使わなければ県警の任務としてできないという理由はあるのですか。

○綿引浩志会計課長 特別にはございませんけれども、警察庁で契約をして車両だけ来るものですから、国で買ったものがハイオク仕様であればハイオクを使わざるを得ないということでございます。

○玉城義和委員 普通のレギュラーではできないという理由は特にないわけですね。

○綿引浩志会計課長 ハイオク仕様の車であれば、ハイオクの燃料を使わざるを得ないということでございます。

○玉城義和委員 ハイオクを使わなければ、任務に支障が出るということはないということですか。

○綿引浩志会計課長 それは関係ございません。

○玉城義和委員 それはおかしいですよ。ハイオクじゃなければ支障が出るということはないのに、わざわざハイオクを指定してやると。こんな高い燃料が今日の時勢でハイオクを使って走るといふ、パトロールカーは日常的に走っているわけでしょう。そういう意味では非常に不合理だなと感じます。その辺は少し国から指定されて、国が買ってくれると話をするとなれですがね、それをもう少し一般庶民感覚というか、たくさん走っているのはクラウンクラスで、

燃費も高いわけですよ。その辺も含めて庶民感覚というか県民感覚というか、考えるべきだと思いますね。どうですか。

○綿引浩志会計課長 先ほどお答えしたとおり、警察庁のほうで購入しておりますので、明確なお答えはできませんけれども、一つの考え方として交通指導取り締まりの車両であるとか機動力を要する迅速な事件解決に使用する車両、災害警備に使用する車両、それぞれの目的に定められておまして、多種多様な警察事象に、迅速あるいは的確に安全に対応するために、そういったハイオクの仕様が導入されているものと県警では思っております。

○玉城義和委員 支障ないと言っているから聞いているのであって、要するにハイオクじゃなければいけないんですか、と聞いているんですよ。あえてハイオクを使わなければならないのですか。一般的な県民感覚というか、少しでもガソリン代を安くしたいと思っているような人たちからすれば、何だろうと思うこともあるわけで、その辺を含めて指摘をして終わります。

○小橋川健二総務部長 今回の件ですけれども、執行に当っては、経費節減に努めたり、効率的な執行したりと県警においても努力していると思います。今の車両の件は、警察庁から支給される車両、それはハイオク仕様となっております。これは、警察庁の考え方としては、さっき言った道路パトロールとか、重要事犯に対応する車両であるとか、そういう意味でハイオク車両を配車しているだろうと思います。そのための、ハイオクガソリンを使っていると、そういうことですので、そういう意味では県警ではどういう基準で何台かというのはなかなかお答えできませんが、という条件つきではありますが、基本的にはハイオクガソリンを使わざるを得ない。そういう事案に対応するものだとの答弁でございます。

○山内末子委員長 必要性がない、支障がないと言っていたのでそういうことになりました。

○小橋川健二総務部長 多分、今のは勘違いの答弁だと思います。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後 1 時 25 分再開

○山内末子委員長 再開します。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 予備費で 1 億 1309 万 8000 円。天皇の部分での 4000 万円ですか。これは、年度でわからないものだったのですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 当初予算編成後の 3 月下旬ごろの打診であったと聞いております。

○當間盛夫委員 子ども生活福祉部の子ども家庭企画費。説明で結婚、妊娠、出産、子育て支援に関する周知広報ですが、どういうことをやるのですか。新聞広告か何かですか。

○武村幹夫青少年・子ども家庭課班長 これは、内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用した事業でございまして、現状ではまだ内閣府とは調整中ですが、テレビを活用した結婚とか妊娠、出産、子育ての県の取り組みを県民へ周知広報することを目的としております。

○當間盛夫委員 この目的は何がもとになっているのですか。

○武村幹夫青少年・子ども家庭課班長 少子化対策が目的になっております。

○當間盛夫委員 国庫支出金ということで、国の部分で 1600 万円でしょうから、国の少子化対策の部分での県の人口計画の一つなのかなと。テレビ広報の部分の内容を説明してください。

○武村幹夫青少年・子ども家庭課班長 企画部でつくっている人口増加計画と連携をしております。そちらのほうでは自然増を目指した施策は調査中ですが、調査結果の広報による結婚の問題点、晩婚化や未婚化が進んでおりますので、その問題点をみんなで考える、そうした広報です。また、県の既存のワークライフバランスの取り組みですとか、結婚、出産、子育てに関する県民への啓発活動、そういったことを目的にした番組制作を考えております。

○**當間盛夫委員** テレビといった媒体を使う部分というのは、受け取りようによって物すごい効果が出てくるわけ。最近の沖縄のコマーシャルで、ウチナーンチュが歩かないという部分で、野球の守備を守ってオートバイに乗ったり、ああいうのはインパクトは大分あるなど感じる広告ではあります。大事な子育ての部分でどういう広報なのかなということはあると思いますが、わかりましたしっかりと対応してください。県の人口増加計画はあるのですから、その一環を見据えながらやってください。

次に、貿易対策費。ロジスティクスセンター。今度6億円計上していますが、労務費の高騰の経費増の内訳を教えてください。

○**嘉数裕幸企業立地推進課班長** 工事費の内訳ですが、資材費や労務費の高騰分として消費税の増税プラス資材労務費の高騰が1億8696万9000円、これが設計完了から工事発注までの期間の増加分でございます。その後、工事契約時以降の増加分としまして、資材労務費の高騰が3億1156万2000円、合計で4億9853万1000円でございます。それに加えまして、追加工事分としましてくい工事の精算分としまして1億1576万5000円、合計しますと6億1429万6000円の増額となっております。

○**當間盛夫委員** 当初予算は幾らでしたか。

○**嘉数裕幸企業立地推進課班長** 当初予算は、平成25年繰越分で43億3000万円でございます。

○**當間盛夫委員** トータルすると、今度の補正を加えると約50億円になるということでしょうか。

○**嘉数裕幸企業立地推進課班長** はい、そうでございます。

○**當間盛夫委員** 完成は予定どおりですか。

○**嘉数裕幸企業立地推進課班長** 平成27年2月の完成を予定しております。

○**當間盛夫委員** 入居の状況を教えてください。パーツセンターとかリペアセンターとかどういう企業が入居する予定になっているのか。

○嘉数裕幸企業立地推進課班長 主に那覇空港を活用して、物流事業等を展開するリペアセンターですとかパーツセンターといったような企業の入居を予定しております、公募は年明けの1月ごろを想定して、その後審査委員会等を経て企業を選定しまして、今の予定では平成27年4月以降の操業開始になるものと想定しております。

○當間盛夫委員 50億円かけてやるわけですから、本来であれば那覇空港を活用してということで、企業がそのものをつくる環境というものが、沖縄にあっていいのではないかと。特別自由貿易地域にしてもなかなか埋まらないから、県がつくれますよね。賃貸工場ということで。これも沖縄県が50億円かけてつくって、入ってくださいという形になるわけですね。那覇空港の今度の航空機整備場にしても、90億円かけて全日空が来てくださいと。沖縄県がこれだけの予算を使って、税収的にどうあるのか。我々、税金でこれだけやるわけですよ。税金でこれだけやったら、税収でそのことがはね返ってこないとだめだと思えます。税収がどうあるのかというのは、決算とかそれを見るのでしょうか、その辺を部長はどう見えていますか。

○小橋川健二総務部長 これも含めて産業インフラでいえば、全国との競争あるいは物流でいうと世界との競争に入ってくるわけです。そういう意味では、インセンティブをどう持たせるかということはあると思います。また、税収の関係ですと、これだけの箱やものをつくって、将来どうランニングしていくかということですが、基本的には我々は使用料や賃借料ですとか、こういったもので回収をしようと思っております。ただそこは、回収しながらも雇用が生まれたり、あるいは財がプラスしてふえたり、それに伴って、税金が発生すると将来的にはそういう担税力を強化していく。そうしないと、こういったものはランニングできないと思っております。そういうところで、今回航空機整備場もそうですし、このロジスティクスセンターもそうですし、クラウドデータセンターもかなり大物の事業を手がけております。これについては、税収も含めて、今後の雇用も含めて検証をある時期でやる必要があると思っております。

○當間盛夫委員 今、振興予算というのが膨らんできた。最大ではないですがこういう形で県ができるものがあるのだけど、この辺は企業がそこにつくりたいという税収やいろんな分の環境整備をする中で企業がつくりたいというような部分の方向性に持っていかないといけないのではないかなと思います。県がお金を払って、こういうということではなくて、企業が率先して自分たちでや

る、その起業するためにいろいろな条件的なものが沖縄につくる分がどうなんだ、そういった条件的なそういったものを整備する必要それを平行してやらないと、ずっと県がこのことをつくっていくというのは、限界が出てくるのではないかと思うものですから。

○小橋川健二総務部長 そのとおりで、IT津梁パークですけれども、入居企業のための棟を幾つかつくっております。最初は県でつくっておりましたけれど、今、建設中のものは、民間がかかわってつくって、賃借料を取って運営をします。まさに民間の主導にかわりつつあります。そういう意味では、このロジスティクスセンターもそうですが、インセンティブ、それから競争力という意味では、着火剤みたいなことをやらないとなかなか沖縄みたいところは難しいのだらうと思います。ただ、そこは県も将来の運営も含めて、税収もどうなるかということも含めて、しっかり管理をしないといけないと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

先ほど、漂着ごみに関する資料の要求がありましたので、速やかな提出をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

お配りしております資料平成26年第5回沖縄県議会9月定例会乙号議案説明資料の1ページをごらんください。

議案は別冊の平成26年第5回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の1ページにございます。乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

この議案は、国において国家公務員退職手当法が改正され、早期退職募集制度の導入及び定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の内容が拡充されたことを踏まえ、県職員の退職手当についても同様の措置を講ずるため、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、定年前に退職する意思を有する職員の募集について、現行の勸奨退職制度を廃止し、新たに早期退職募集制度を導入すること。定年前早期退職特例措置について、対象となる職員の範囲を定年から15年を減じた年齢以上、かつ、勤続期間が20年以上の職員に拡大するとともに、退職手当の基本額に係る特例措置を定年と年齢との差1年につき3%に拡充することというものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 教えてもらいたいのですが、これまでは勸奨退職制度という形なのですが、年間で大体何名の皆さんがこの制度で退職されるのでしょうか。

○砂川靖総務統括監 知事部局で申しますと、平成25年度で勸奨退職は16名、教育委員会が62名、公安委員会が21名です。

○當間盛夫委員 知事部局で16名、教育委員会で62名、公安委員会で21名という数字ですか。

○砂川靖総務統括監 合計99名になります。

○當間盛夫委員 今度は早期退職という形でやるのですが、平均年齢やどの年代層かということはわかりますか。

○砂川靖総務統括監 知事部局だけの数字になりますが、大ざっぱに言って、今、勸奨退職は50歳から59歳を対象にしておりますが、56歳から58歳ぐらいまでが中心を占めております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 16年以上24年以下の期間については1年につき100分の200とありますね。これは例えば、平成25年で定年だという人が1年を残して平成24年で退職した場合、満期までの退職金と平成24年でやめた場合にはどれくらい変わるのですか。

○金城聡人事課長 59歳でやめられた場合との方が定年までされた場合とでは約30万円程度の違いが生じるかと思います。

○玉城義和委員 どちらが多いのですか。

○金城聡人事課長 勸奨退職を受けたほうが30万円程度高くなるということになります。

○玉城義和委員 1年につき100分の200というのはどのように計算するのでしょうか。

○金城聡人事課長 100分の2ではないですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、砂川靖総務統括監より退職手当を算定する際、勤続年数により掛け率が変わり、100分の200とは勤続年数ごとに定めたときの率であり、通常、給料月額にその率を掛けるが、勸奨退職の場合、給料月額に2%加算していたものを3%に引き上げる改正であるとの説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほどの60歳まで勤めている方と59歳でやめる方とでは定年までにいたほうが30万円ぐらいは高くなるということでしょうか。

○砂川靖総務統括監 逆です。

○玉城義和委員 そうしますと、実際問題としての効果といたしますか、そういうことが余り期待できないのではないですか。

○砂川靖総務統括監 去年の勧奨退職の例でいえば、特例措置が2%から3%に上がることによって、平均で74万円ぐらい退職金がふえます。去年の実例でいえば、マックスで140万円近くふえる方もいます。それだけのインセンティブはあるということです。

○玉城義和委員 先ほどの當間委員の質疑の中で教育委員会の勧奨退職者の数が非常に多いですね、62名と。傾向としてはずっとそのような傾向にあるのでしょうか。なぜ一般の知事部局に比べて非常に極端に多くなっているのでしょうか。

○砂川靖総務統括監 知事部局の職員数は4000名程度ですが、教育委員会のほうが1万7000名ほどいますので、その差から来ていることが大きいと思います。

○玉城義和委員 学校現場が非常にきついといたしますか、早期退職された方に聞いてみると精神的にもきついという話が結構ありますので、必ずしも砂川総務統括監がおっしゃるような人数の総数が多いから多いということでもないような気がします、教職員の早期退職の数というのは傾向としてはどうなのでしょう。

○砂川靖総務統括監 例えば、教育委員会の勧奨退職の数を申し上げますと、平成22年度103名、平成23年度85名、平成24年度88名、平成25年度62名と減っている傾向にあります。定年退職を去年の例でいいますと272名もおりますので、教育委員会だけに特有な事情があるというふうには見ておりません。

○玉城義和委員 定年退職者が270名で、その中で80名ぐらい早期退職があるということはかなりのウエートですよ。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の件ですが、教員の勧奨退職者の数について。私もこれは物すごく多いと思って、そしていろいろ勧奨退職した人から聞きますと、学校現場がきつくてもたないといって勧奨退職をやめた方もいます。これは勧奨を受けた方たちの勧奨を受ける理由というのは皆さん調査したことはありますか。

○砂川靖総務統括監 退職手当の支給や決定等については各任命権者ごとでやっているものですから、教職員について知事部の我々のほうでそういったデータというのは持ち合わせておりません。

○渡久地修委員 これは教育委員会に聞いたらいいのですよね。

○砂川靖総務統括監 そうです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

この議案は、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行

う必要があるため、条例を改正するものであります。改正の概要を申し上げますと、

(1) 薬事法及び同法の政省令の題名が変更になったことに伴い、条例で引用している法律名、政令名、省令名を変更すること。

(2) 法律の改正により、医療機器に係る手数料項目を別建てとしたこと。

(3) 法律の改正により、「再生医療等製品」に係る手数料を新設すること。
というものであります。

なお、この条例は、平成26年11月25日から施行することとしております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

○山内末子委員長 質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第146号及び陳情第32号を除く総務部関係の請願第3号及び陳情平成24年第84号外12件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第146号及び陳情第32号につきましては、企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑することとしております。ただいまの請願及び陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会請願・陳情説明資料に基づき御説明いたします。

資料2枚目の「請願・陳情一覧表」をごらんください。

総務部関係は、請願が新規1件、陳情が新規1件、継続12件となっております。

陳情の継続の12件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただき、新規の請願及び陳情について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

請願第3号P T A車両における自動車税等の免除等に係る県条例の改正に関する請願につきまして御説明いたします。

P T A所有の車両に係る自動車税及び自動車取得税については、私立学校所有の通学用バスの軽減措置との税負担の均衡の観点から、免除とする取り扱いには困難であると考えております。今後、P T A所有の車両の管理及び利用の実態を把握し、私立学校の税負担との均衡の観点から、対応について関係機関と協議していきたいと考えております。

次に、15ページをお願いいたします。

陳情第72号地方再生、地域の活性化に逆行する給与制度の総合的見直し中止に関する陳情につきまして御説明いたします。

人事院は、去る8月7日に内閣等に対して、国家公務員給与について平成27年4月から地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引き下げ、俸給表水準引下げに合わせた地域手当の支給割合の見直しに加え、3年間の経過措置の実施という内容の勧告を行っております。

この給与勧告を受けて政府においては、給与関係閣僚会議を開催し、国家公務員の給与改定の取扱いについて協議が行われていると承知しております。

今後、給与関係閣僚会議の協議結果に基づき、関係法案が国会に提出され、国会で慎重なる審議が行われるものと考えております。

以上、総務部所管の請願及び陳情についての説明を終わります。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

○山内末子委員長 質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 請願第3号の処理概要がよくわからないのですが、「私立学校の税負担との均衡の観点から対応について関係機関と協議していく」とはどういうことですか。

○佐次田薫税務課長 請願の内容に類する自動車の県税の中で、私立学校所有の通学用バスがございます。当該バスについては、通常の自家用バスよりも軽減した税率を適応しております。PTA車両の実態について、まだ利用の実態などを踏まえておりませんので、そこを教育委員会と調整しながら実態把握に努めてまいりたいと思います。

○玉城義和委員 結論としてはどうしたいのですか。

○佐次田薫税務課長 陳情の内容としては、免除を求めていきたいということでしたので、免除については難しいと。ただ、軽減措置については私立学校において税率を引き下げて適応している事例がありますので、それを踏まえながら実態を把握、協議をしたいと思っております。

○小橋川健二総務部長 補足しますと、自動車税については県税条例で税率が定められておりまして、その中で免除ができるものというふうに限定的に規定をされております。紹介しますと、身体障害者のために専ら使用する自動車、社会福祉法人が所有する自動車、日本赤十字社が所有する救急自動車、血液事業のために使用する自動車などがあります。そのほかに、軽減についても規定がございます。PTA所有の車両に類似するものであるというものが、私立学校が所有する通学用バス、その税率があります。我々としては、PTA車両がどういう形で運用されているか実態を把握して類似の私立学校のスクールバスに類似するものであるのかどうかを見きわめながら、軽減ができるのであれば軽減の方策を模索してみたいと思います。

○玉城義和委員 免除はできないが、軽減は可能だということですか。

○佐次田薫税務課長 そのとおりでございます。

○玉城義和委員 そういう方向で取り組むということですね。

○佐次田税務課長 はい。

○小橋川健二総務部長 可能であればそうしたいと思っております。

○玉城義和委員 自動車税をP T A会長が変わるたびに発生する自動車取得税というのは、P T A会長の名前で車の所有というものを登録するというですよね。例えば、そうではなくて学校名で登録をするという方法はないのですか。

○佐次田税務課長 P T A名義の自動車税登録については、陸運事務所でやるようになっております。その中で、P T Aについては法人格を有しない権限能力なき財団ということで、P T A名義で自動車登録はできないということです。個人名義で登録するようになっております。

○前田光幸財政統括監 学校名義ということはすなわち教育委員会の所管としてとなりますが、現状においてはP T Aが所有して運用しているということのようです。所有や使用については、学校によっての実態もあるようですので、この辺は教育委員会と連携して、つぶさに実態を把握した上で、どのような形の対応がいいかということについて検討していきたいと思っております。

○玉城義和委員 学校名義ではできるのですか、できないのですか。

○小橋川健二総務部長 所有者が学校ではなくP T Aの所有になりますので、学校名では登録はできないわけです。したがって、今のような事例が発生することになっております。

○玉城義和委員 わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員　ゴルフ場利用税は、以前は娯楽だとの考えだったのですが、現在では2016年のオリンピックにも正式採用されると決まっている中で、スポーツとして取り扱うべきだと思うのですが、国がどういう動きをしているのか、その辺わかるのであれば教えてください。あくまでもスポーツではなく、娯楽として扱っているのか。

○佐次田薫税務課長　ゴルフ場利用税については、平成25年度税制改正で文部科学省から廃止の要望が出ています。それを受けて、内閣府で調整しまして、結論としては廃止はできないということで、そのまま継続になっております。平成26年度税制改正においても、このことについては議論されていないようですが、27年度の税制改正で文部科学省からは今、廃止の要請が出ていると聞いております。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員　ゴルフ場利用税の税収そのものは幾らあるのですか。

○佐次田税務課長　平成25年度決算で申しますと、7億6822万5000円です。

○翁長政俊委員　これは二重課税だが国ができないということになったのですか。陳情ではゴルフ場利用税と消費税の二重課税になっていますが、スポーツ振興という意味で、阻害要因になっているということですが、国の決定としてできないということなのですか。

○佐次田薫税務課長　ゴルフ場利用税の廃止を文部科学省が求めていたのですが、ゴルフ場利用税の廃止をやらないということであって、ゴルフ場利用税は適用されているということです。

○翁長政俊委員　税を廃止してほしいという陳情ですから。陳情者の願意に沿ってできないのかということです。各都道府県、それぞれどうなのですか。全部一律課しているのですか。

○佐次田薫税務課長　ゴルフ場利用税については、地方税法で定められていて全国的になされておまして、これについては全国的に全部課しているという

こととございます。

○翁長政俊委員 そうであるなら仕方ないですね。

○小橋川健二総務部長 法定税ですから、我が県だけ廃止するわけにはいかない事情が一つあります。それから全国レベルでは、なぜ今残っているかという話ですが、税収の7割は市町村に交付金として行くわけです。市町村がゴルフ場周辺の道路を整備したりというような財源に使われます。貴重な財源ですので、公共団体全体の中でもいろいろな意見があるわけです。それでなかなかまとまらないということもあって、とりあえず存続をしているという経過がございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第14号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それではお配りしました平成26年第5回沖縄県議会(9月定例会)乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

乙第14号議案工事請負契約について御説明いたします。

この議案は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は63億8280万円で、契約の相手方は、日本電気株式会社沖縄支店、株式会社沖電工、株式会社興洋電子の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、都道府県防災行政無線として構築した沖縄県総合行政情報通信ネットワークの老朽化に伴い、再整備に合わせ高度化を図るため、電気通信設備の製作、据えつけ及び調整を行い、既存設備を撤去する工事であります。

以上、乙第14号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 防災行政無線ですが、老朽化をして新しい物にかえると、撤去にこれだけの費用がかかるのですけれども、具体的に災害時にシステムが動くという訓練は常時やられているものですか。工事とは全く違いますか。

○波平三男総合情報政策課班長 委託職員を1人常駐で運転監視という形で置いておまして、この方が機能が動いているのかどうなのかというチェックは毎日行っています。

○翁長政俊委員 ネットワークはどのような規模で広がっているのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 このネットワークは、県庁と各全市町村—41市町村、それから18の消防本部、防災関係機関ということで11カ所、県立病院、福祉保健所、气象台、11管区海上保安庁、自衛隊、防災関係機関が結ばれております。これは、無線と有線両方につながっておりまして、台風で線が切れても、防災災害時に通信がとれるようにということで有線、無線二重化したネットワークとなっております。

○翁長政俊委員 よく地域での災害が出た際に、こういった防災の無線等を含めて住民に知らせていくシステムが機能しないという問題がよく指摘されま

す。事前にこれがきちっとできていれば、災害が未然に防げたという例もありますし、さらには市町村との連携ですから、なおさら重要な根幹な部分であると思うのです。こういった、市町村との連携の日常的な臨時的な訓練等含めて万全な体制にあるのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 訓練といいますと、県の総合防災訓練に合わせて通信訓練を実施しています。日常的な訓練がなされていない部分もあるのですが、これについては、総合情報政策課でネットワークのハード面の維持管理をしっかりとやって、いつでも使える体制にするというところでございまして、それを災害対策等で使う運用面は、防災危機管理課で担当しておりまして、これについては防災危機管理課と連携しながら、今後訓練等を定期的な形で実施していきたいと考えております。

○翁長政俊委員 既存設備は、設置はいつだったのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 現行の整備は、平成12年度から14年度にかけて整備をしております。

○翁長政俊委員 これは大体10年サイクルで新規更新されるものですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 更新のサイクルというのは、特に決められたものはないのですが、大体通信機器というのは、法定耐用年数というものがありまして、その中で通信機器については10年、情報機器については6年というのがあります。それを目安にして、我々のほうで毎年1回の定期点検あるいは日常の監視、それをやっておりますので状況を見ながら、次の更新の周期については検討していくという形にしております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 63億円ですから、WTO、国際入札になると思うのですが、その辺の状況を教えてください。入札の結果はどうだったか。

○具志堅清明企画振興統括監 行政情報通信ネットワーク整備工事につきましては、WTOでございまして一般競争入札資格委員会を5月20日に開催しま

して、6月24日にホームページ等で公告を行いまして、7月7日に入札参加資格申請書の受け付け期限で、7月10日に一般入札参加委員会等をやりまして、7月14日に参加資格の結果通知等を行いまして、24日後の8月7日に入札をやっております。現在、仮契約を行っております、今議会での議決でもって契約に至りたいと思っております。

○渡久地修委員 何社が応募して、どういう結果なのか教えてください。

○具志堅清明企画振興統括監 公募を行いましたところ、2社が応募してまいりました。入札を8月7日に行いまして、1社との契約を行っております。

○渡久地修委員 1社は幾ら、2社は幾らと教えてください。

○安里徳康総合情報政策課長 入札結果ですが、2JVが応募いたしまして、その結果、日立国際電気関係のJV機関が、39億9000万円の入札、NEC関係のJV機関が59億1000万円の入札をしております。2社がその金額で応募いたしまして、落札業者としまして、NEC関係のJVを落札者として決定しております。

○渡久地修委員 WTOの国際入札なのですが、結局は応募がなかったということですか。問い合わせなどもなかったのですか。

○安里徳康総合情報政策課長 WTO関係で、外国業者からの応募はございませんでした。

○渡久地修委員 結果的に外国から来ないなら来ないでいいと思いますが、通信関係は外国の企業というのは、余り得意ではないのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 通信機器をつくっているメーカーというのは、国内で大手8社がございます。外国にもありはするのですが、防災行政無線という部分については外国からの参入というのは全国的にも例がないという状況です。

○渡久地修委員 契約金額39億円と59億円とは差があるのですが、税金がついて63億円になるのかな。何で日立関係が39億円なのに63億円と契約したのです

か。

○**具志堅清明企画振興統括監** 課長からの報告は税抜きでございます。39億円の日立さんが入札した件につきましては、実は低入札ということで、我々とすれば予定価格に比較して著しく低入札を行った者に対しては品質確保の実効性や施工体制の確実性を追加調査を行いまして、そういったものを基準審査委員会にお諮りして、この事業の仕様を満たすかの確認等をやりまして、低入札の皆さんの本事業の遂行には厳しいとの判断で、低入札された39億9000万円が入札された方ではなく、もう一方の落札業者のほうと契約をさせていただいた経緯がございます。

○**渡久地修委員** 皆さんが、いわゆる入札をやりますよと公告をしたときに、いろんな仕様は出しているはずですよ。応募したところのかなり大手のところ専門家だと思いますが、そういうところが、自分たちはこれでできますよ、と言ってきているわけですよ。皆さんのものではだめですよ。向こうは、自分たちだったらこれだけできますという判断はどうなんだろう。

○**謝花喜一郎企画部長** 仕様については、インターネットでどの業者でも見れるようにしております。当然、日立さんのほうもごらんになって仕様書を仕上げてきたと思いますが、仕様書の設計仕様が満足したものでなかったという評価があります。独自の仕様を定めてしまっている。また、ほかに入札額の積算根拠が不明であるとか、延べ人数にして1万2000名以上の労働者が必要だと見込んでいますが、この方々は70名か80名の下請会社で賄う計画となっておりますけれども、それが具体的な見通しが立っていない。さまざまな面で、我々も彼らにヒアリングを行って、追加の資料を求めたのですが、それについて十分な説明がなかったということで、この事業の重要性に鑑み、この業者では十分な機能、我々の満足な機能を有した仕様の設備が整備できないだろうということで、落札者としなかったということでございます。

○**渡久地修委員** 例えば、皆さんが63億円で契約したグループがある。そこは、相手方からしたら、もっと安くできるのに、非常に高く見積もっていると。というようなことを言われたらその辺はどうなのですか。具体的な技術的な問題では質疑はできないのですが。

○**謝花喜一郎企画部長** 我々、契約予定額を立てていますが、我々が立てたも

のは63億8280万円でございました。税込み価格ですけれども。それに対しまして結局、今回の落札額は59億1000万円ですので、我々の予定額よりも下回る額で設計額が91%ですので。失礼いたしました。訂正いたします。予定価格は、64億5930万2000円です。それよりも下回る額でやっています。ただ、これだけの仕様のを賄うにはこれだけの費用はかかるものと思っていますし、この金額については国等いろんな機関から聞き取り等行っておりますので、数字については適正だと思っています。

○渡久地修委員 今のような、余りにも差が多くて下のところは切って、上と契約した事例というのは結構あるのですか。

○具志堅清明企画振興統括監 過去の沖縄県の低入札基準価格制度で過去4件ありまして、2件低入札調査を行いまして、過去の例では最低価格者の落札者と契約しています。今回、我々のほうは仕様を満たさないということで契約をしなかったという事例になります。

○渡久地修委員 例えば、皆さん方の仕様やこれだけの基準を満たしなさいというものがありますよね。あってこれを出した。今回、63億円のところとやっているのだけど、39億円のところと仮に契約した場合、基準と仕様とあるわけですよね。そこをやったときに、皆さんが心配するように、満たし切れなかったということが仮に起こった場合、その責任は業者が持つのか、発注した県が持つのですか。

○謝花喜一郎企画部長 これは、我々内部でも議論いたしました。これは、当然業者が負うものだろうとことなのですが、この防災行政無線システムというのは何かあったら、万が一も許されないものだとして認識しておりまして、いわゆる仕様のを十分に説明できないような業者に任せて、いざ何かある場合には最終的には行政の責任も問われるだろうと。したがいまして、落札者とはしなかったということです。

○渡久地修委員 日立さんというのも世界的な企業だからそこが出したというものも、それなりの基準を満たしていると思うのだけど、まずはきちんと皆さん方はこれだけの30億円の差があるものを、きちんと選んだというそれなりの説明責任というのは十分果たせるということですか。

○謝花喜一郎企画部長 これも委員会で議論していただきまして、十分説明が果たせるということで我々そういう判断をいたしました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今の議論を聞いていると、全国的に防災システムというのは、日立さんではだめでNECさんのほうが一番いいんだというふうに聞こえてきます。それを考えると当初から皆さんの予定で64億円のNECさんが出した部分と、近い数字なんだよね。それからしたら、システム自体が皆さんも当初からNECがしか入れない、NECの機器じゃないとそれができないような見積もりをしようと思ったらできるわけですよ。NECと日立的物が全然違うわけですから。皆さん、NEC仕様のものを出したら、日立さんは全く使えないわけだから。そういうこともあり得ますよね。もう一つは、NECにしても日立にしても大手だから、沖縄はNECさんでやってくださいと。これが、1社だけでしたら、いろいろと公募をやってWTOでもあるし、1社だけやるといういろいろ言われるから、今度はNECさんとやってくださいと。我々はある程度の金額で。全くかけ離れているではないですか。あり得ないですよ。カルテルと言われても仕方ない。

○謝花喜一郎企画部長 こういったことも、我々覚悟の上で今回落札者を決定したのですが、本工事に至るに当たりまして、平成25年度に業務委託に自主設計を行った工事の仕様書をつくっております。ありきではございません。この工事仕様書は、先ほど申し上げましたけれども、平等に提案できるように全て公表しております。今般、設計仕様書について議論がある場合は、県に質問をして県の回答を得て見積もっていただきたいということできちんと説明もしているわけですが、今回落札に至らなかった業者のほうは、県の了解を得ることなく、独自の仕様による見積もりを行ったということで、そのことについて説明を求めても十分な説明ができなかったということで、さまざまな観点から、県としてはこの業者では県が求める機能を十分果たせないだろうという判断に至ったということでございます。

○當間盛夫委員 先ほど担当のほうからは、海外企業よりは日本の企業8社がたけているというか、みんな独自のものを持っているわけですよ。今の部長の説明になってくると、NECさんはすぐれていて日立さんではだめだとこの

防災システムはと言っているようなものなのよ。

○謝花喜一郎企画部長 これは結果論でございまして、別に名前を見て決めたわけではなく、仕様書ですとか、みんなそれぞれ精緻に検査を行って、ヒアリングも行って、相手方からも十分に資料の要求も行った上で、それが十分相手方からのヒアリングによる回答や資料要求もできなかったということで、結果として落札に至らなかったということでございます。

○當間盛夫委員 これを見て本当に公平にそういった部分が一皆さんは公平にやっただろうけど、その防災システムを持っている皆さんが本当に競争する意識を持っていて、そういうことをやっているのかということ、この金額を見るとそう思わない。普通はとりに行くといって頑張ると思います。私が冒頭に言ったように、NECさんに決まった形での仕様を出していたら、それは無理ですよ。そうすると、その相手方は何でこういう我々がとれない仕様はどうしてですかと言ってくるはずですよ。それも全くないということであれば、業者がその分で話し合っているか。これを見たらそういうふうにはしか受け取れないわです。公募して、こんなことをして決めました、審議会でそのことは議論してやりましたと言っても。

○具志堅清明企画振興統括監 補足の説明をさせていただきます。実は沖縄で行われる防災無線の工事というのは、他府県の中では防災無線だけの工事、例えば日立さんだけの実績とかいろいろ持っております。今回、沖縄の県の場合は、住基ネット、L GWANという行政のネットワークをセットにしてセキュリティーをかけた一つのネットワークとして沖縄県独自仕様の設計をさせていただいております。

これは、特にメーカーの仕様ということではなくて、沖縄県として住民基本台帳ネットワーク—住基ネットも活用できてL GWANというのは、市町村と県と国と通信のネットワークができるように防災無線を乗せているというものでございまして、これの仕様をオープンにして、これについて満たせるような提案をしてくださいということで今回公募をいたしました。その中で、もう一社、日立さんのほうが仕様を我々は3つのネットワークの仕様を公募した際に、我々が思っているセキュリティーの仕様に適さない内容で出てきましたので、これを一応お返しして、仕様を我々のセキュリティーのほうにできませんでしょうかと言ったときに返事をしていただけなくて、仕様が違っていたと。仕様の承認については、認証機関等もございしますので、認証機関とも調整も行われ

ない状態での応募でございましたので、実はしっかりと公募の中に、仕様は公平な仕様で出しています。

○**當間盛夫委員** それを聞くと、住基ネットそのものも大事だよね。それと全部接続するわけでしょう。それは会社別々でもいいわけですか。皆さんの話を聞くと、住基ネットもNECだからという話になってこないですか。その流れでなっていると、こうならないですか。

○**波平三雄総合情報政策課班長** 今回、その低入札があったということで、我々のほうでヒアリングをしました。土木建築部でもチェックシートというものがあまして、満足するかどうかというものでやっています。まず、当該価格で入札した理由、そういったものについても確認をしております。入札金額の積算内訳の確認、手持ち工事の状況だとか、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連性とか手持ちの資材の状況。実は、日立国際のほうからも当初、設計をする段階で見積もりをいただいているのです。実際に入札した額と当初の……。

○**當間盛夫委員** 私が聞いているのはそのことではない。住基ネットとかのシステムもNECさんなのかということです。

○**波平三雄総合情報政策課班長** 住基ネットは、沖縄県の場合はNECさんが管理しているというふうに聞いています。LGWANは地方公共団体情報システム機構、J-LISという全国のセンターがありまして、住基ネットもしかしですが、この2つのシステムは、そこで管理をしております、住基ネットあるいはLGWANの回線はこういうものですよと、その了解を得ないと我々もそれをできないと。総合行政ネットワークの構築をしたときもJ-LISの了解を得てこういうセキュリティーはこういうふうにしてやります、いかがですかと了解を得てやっているということです。今回は、我々が示した資料以外の方法で日立さんが持ってきたと。それは免許を要しない簡易無線を使ってやりますと。誰でも開設できるような無線を使って無線LANみたいなものを使ってやりますというものですから、それは事前の提示をしている間に、質問なりをしてこういう形でもよろしいでしょうかというふうに出されて、それに対して我々が了解したというものであれば、認められたかもしれませんけれども。そういう事前に相談もなく、確認もなく独自仕様で我々はこういうふうにしなすと出てきたものですから、それは認められないという形で委員会の中で判断

したということです。

○當間盛夫委員 その辺が、日立さんも実績もいろんなものを持っているところが、こういう仕様しか出さないということは、結局何かあるんだはず。住基ネットはNECなんだから。その分でも、沖縄はNECでいいよというものでしかとれない。それ以外のものを出さないのですから、日立さんは。同じものを出してこないんだから。NECさん、日立さんなんて日本のそういったところが片一方はきちんと出すのに、片一方は簡易的な云々で出してきたということ自体、全く日立さんとはとるつもりはないと。ただ、相見積もりのような形で出していたような部分、これは競争でも何でもないので、これはもっと、これだけの六十何億の税金を使ってやるわけだから、本当に機器の金額や競争はどうなのかということもしっかりと見ないと絶対だめだと。答弁は要りません。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 5ページをごらんください。

乙第15号議案工事請負契約について御説明いたします。

この議案は、離島地区海底光ケーブル等整備工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は81億4968万円で、契約の相手方は、西日本電信電話株式会社沖縄支店であります。

当該工事は、本島都市部と離島地区との情報格差を是正するため、先島地区及び本島南部周辺離島を対象に総延長約915キロメートルの海底光ケーブル設備を新たに整備し、各離島をループ状に結ぶものでございます。

以上、乙第15号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 我々が審査するとき、この契約の相手方だとかの形だけを出しても、どれだけの公募があつて、どういう相手方であることを聞かないと、さっきの63億円の分と次の2社しかなかった部分がどれだけでどうあつたかという部分がわからないわけです。この81億円がどうなのかというのは我々がわかるわけがないので、対比のしようがありません。例えば、皆さんが委員会に出すときには、何社がどうあつて、どういう形の見積もりが各社から出てきて、その部分で81億円ということでNTTさんに決まったのだというものを出してこないか、この光ケーブルをするのはNTTさんしかないのかと思うわけです。KDDIさんやほかのところもあるわけでしょう。ですから、そういう出し方で出さないと我々は審査のしようがありません。

○具志堅清明企画振興統括監 申しわけございません。今回の光海底ケーブルについてですが、40日間の公募期間を設けております。その説明会にNTTも含めauさんなど9社が説明会に参加して、その公募期間の間に問い合わせ等も2社ございましたが、結果としてNTTのみの応募です。我々は基本的に実施設計の積算をいたしまして、随意契約でございますが81億円余りの契約をさせていただきます。

○當間盛夫委員 今回もループといいますか、回ってくるのですよね。これはどういうメリットが離島において出てくるというのがあるのですか。

○具志堅清明企画振興統括監 当然、大容量になります。現在は光ファイバーを太くすることによって約200倍から400倍に速度が増します。例えば、今まで動画などを離島で見るとは時々切れたりするような状況も、動画配信ができたりするようになります。さらに、それだけではなくて、回線が大きくなりますので、企業が大きく回線を使いたいといった場合も提供可能になります。それから、離島における防災無線は緊急時に無線等でやりますけれども、今回の場

合はこの回線が二重化されておりますので、1回線が切れても反対側から回っていきますので、離島において企業にとっても個人で使う方もセキュリティーが非常に高まり、切れずに済むような対応が可能になるというふうになっております。

○**當間盛夫委員** この海底光ケーブルを設置し、こういう形で1本切れてもこのことができましたと。しかし、座間味や渡嘉敷は海底ケーブルは来ているが陸上部分はどうなっているのかというのが前々からありますが、これはもう解消されたのですか。

○**謝花喜一郎企画部長** この件については、次年度本島周辺の小規模離島、それから北部も含めて、しっかりと使用できるようにさらなる施設整備を行っていきたいということで、予算要求に向けて取り組んでいるところです。

○**當間盛夫委員** では海底ケーブルは、例えば座間味でもつながってはいるが、陸上の部分の整備はまだこれからという認識でいいのですか。

○**謝花喜一郎企画部長** そのとおりです。

○**當間盛夫委員** これは次年度にどこを上げる予定ですか。

○**安里徳康総合情報政策課長** 次年度は北部の過疎地域と南部周辺離島の面整備関係の調査をしまして、どういう感じで設計すればインフラ整備ができるかという設計をすることになっていきます。実際、ハード整備がいつから入るかというのはその設計を踏まえて、その後検討していくということです。

○**當間盛夫委員** これは県の予算でやるということですか。

○**安里徳康総合情報政策課長** 調査は今予算要求しています。実際ハード整備をする場合、本来通信関係は通信事業者がやるのがまずは基本で、その次に通信事業者ができないという場合に公共が出るという形になっているので、その辺を踏まえながら検討していこうと思っています。

○**當間盛夫委員** 基本的にauなりNTTさんがやる。ところが、小規模になってくるとなかなか採算が合わないということで、例えば座間味なりその市町

村がやるかとなってくると、財政力の問題で公共といってもできないということになると、やはり県がやらないといけないという方向性になってくると思うのですが、これはどう処理するのですか。

○謝花喜一郎企画部長 県と事業者と両にらみしながら一步も動かないという状態がこの一、二年続いていたので、やはり実態調査をして、しっかりと離島のニーズを踏まえて、これはある意味道路や港湾と同じようなインフラだという観点から、県のほうでそういった整備をできないかということで、そのための準備として調査を行いたいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 説明資料の6ページに新設の図がありますよね。与那国は今までつながっていなかったのですか。

○安里徳康総合情報政策課長 与那国には光ファイバーはつながっておりませんでした。無線でやっているということです。

○渡久地修委員 新設と既設がありますが、容量は新設が大きくなる。既設とどれぐらい違うのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 容量的には、今N T Tの沖縄本島から宮古、石垣、島々につながっている細い線が60ギガbps程度しかないということで満杯になってきているということです。新たに太いところは140ギガbpsにします。これに伴って細いところもあわせて140ギガbpsにします。これはN T Tが独自の設備としてやるという形で調整しております。

○渡久地修委員 この既設の細い部分は太くなるわけですね。

○波平三雄総合情報政策課班長 ここも太くなります。

○渡久地修委員 それでしたら宮古島も大丈夫です。これを見たら宮古島は変わらないのではないかと思います。それから、粟国、久米島はかなり遠回りしていますが、これは海底の地形ですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 これはイメージ図で、実際にこういうふうに遠回りしてやるということではございません。イメージという形で捉えていただければと思います。

○渡久地修委員 なぜこんなに無駄遣いするのかなと思ったので、イメージならいいです。それから、宮古島と本島を結んでいる真ん中のバツテンで消されている直線がありますよね。これは何ですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 これは平成6年度に先島地域に民法テレビを放送するというときに、県とNTTの共同で海底ケーブルを敷設しました。NTTが3分の2、県が3分の1の財産権を持った共有財産というふうになっております。これが20年以上経過して、当然ながら機械もつくられていない、故障したら危ないという状況になっているので、ここは廃止にすると。テレビのためにここを更新するという考えもあったのですが、これを更新するとテレビしか救えないものですから、今回多良間、与那国、波照間をつなげループにすることによって、テレビも救済できる、いろいろな通信サービスもできるようになるというメリットがあるということで、このような計画にしております。

○渡久地修委員 例えば、本島から多良間に行くイメージ図がありますよね。実際上は今走っているところと沿って行くのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 これは、平成25年度に実施した設計の中で海底の地形調査を踏まえて、海溝などいろいろありますので、最適なルートを選定して敷設することになっています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これには特別交付税はつきますか。

○謝花喜一郎企画部長 一括交付金を活用します。これは起債事業ですので、2割のうち半分は特別交付税で補填されます。

○吉田勝廣委員 2億5000万円の調査支援事業のときに私が起債かと言ったら

特別交付金だと言ったものだから、これもそうなのかなと。

○謝花喜一郎企画部長 今回の調査支援のものは非適債事業に対して、その1割分を支援するという事です。

○吉田勝廣委員 非適債事業だからということですね。わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 沖縄本島から多良間まで440キロメートル、前に敷設した南北大東まで360キロメートルだったかな。領海を越えて排他的経済水域に県の財産が敷設される場合、今後どういうことになるのですか。地方交付税の算定の場合に、財産で島と島をつないだということは、県土の連続性といういろいろな効用が出てこないのか。

○謝花喜一郎企画部長 交付税の算定になり得るかという議論だと思いますが、これについては整備事業においてここまで想定してなかったものですから、今答えを持ち合わせておりませんので、保留させていただきます。

○高嶺善伸委員 総務省もここまで前提としてやっていないかもしれないので、これはむしろ先取りして維持管理にそれ相当の経費もかかると。東西1000キロメートルをつないでいくわけだから、地方交付税の算定の対象もおのずと時代が変われば変わります。そういう意味で、広大な海域面積も含めて何らかの対応ができないか、ぜひ研究してやってください。

○謝花喜一郎企画部長 一つのアイデアだと思いますので、研究してみたいと思います。

○高嶺善伸委員 提供予定サービスというのが説明資料にありますよね。私も片仮名がわかりにくいので、ごく簡単に説明してもらえますか。何がこれからできるのですか。広域イーササービスから始まって、バックボーン回線まで。

○波平三雄総合情報政策課班長 この広域イーササービスというのは、まず料金が低額で一定額。例えば1メガとか2メガとか、その帯域を補償する。みんな

なでシェアするようなものではなく帯域保証するようなものということで—これはループ化がないと提供できないような条件のサービスになっております。これはよく企業が使うようなサービスです。それから、光ブロードバンドサービスというのは個人的なインターネットで使うようなフレッツ系のサービスです。あるいは閉じたIP網の中で使うVPN—バーチャルプライベートネットワークなど、そういったものに使うもの。それから、今でもある専用線サービス。あとは電話です。それから、真ん中の線が切れたときのテレビの回線としても使います。あとは、移動体通信のバックボーンということで、今は広域イーサネットというサービスがなく高い料金のサービスを使っていますので回線が細く、先島における移動体通信、携帯電話などは余り高速なものができないということです。これが完成した後に予定しているのは10ギガbps、1つの波長を移動体通信に提供することが可能になるということで、先島のほうでもLTEやスマートフォンを使ってかなり高速なインターネットを使うことができるようになるということになります。

○高嶺善伸委員 わかりました。最後に、ループ状の海底ケーブルができることは大変すばらしいことだと思います。ケーブルはできたけれども、陸上部分で光ファイバーを敷設されていない地域があるのです。そこは随契でこれだけの大きい事業をやってもらわなければならないので、それに合わせて陸上部分の光ファイバーの敷設についても通信事業者と協力をお願いして、十分提供予定のサービスが受けられるように配慮してもらえよう、事前に未整備場所、敷設されていないところをリストアップして協議をしてはどうですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 その辺も含めて、来年度の予算でまだどこに光ファイバーが来っていないかどうかというのを調査しまして、通信事業者と協力しながら面整備を今後どうしていくかということを検討していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 沖縄本島の周辺離島だけではなく、宮古、八重山もあることを念頭に置いて調査してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者の入れかえ)

(休憩中に、高嶺善伸委員から午前中の総務部長が答弁保留にした件について、経済労働委員会の乙号議案と関連があるため、違法性がないということを確認するよう委員長へ要望した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の請願1件及び陳情26件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室及び公安委員会と、陳情平成25年第146号及び陳情第32号につきましては総務部と、陳情平成25年第147号につきましては環境部と、陳情第66号につきましては子ども生活福祉部と共管になっております。

ただいまの請願及び陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから4ページ目に請願及び陳情の一覧表がございます。企画部関係では、新規の請願が1件、継続の陳情が23件、新規の陳情が2件となっております。

1ページをお開きください。

新規の請願第5号「旭橋都市再開発株式会社の「地権者を無視した」事業運営の正常化に関する請願」について御説明いたします。

1について、旭橋都市再開発株式会社は、平成26年4月16日の取締役会でビル管理委託の入札を行う方針を決定し、平成26年4月17日の「カフーナ旭橋C街区管理組合運営委員会」、平成26年4月25日の「カフーナ旭橋B-1街区管理組合運営委員会」において承認を得た上で、入札参加者公募及び指名競争入札を行っております。さらに、平成26年6月13日の「カフーナ旭橋B-1街区管理組合総会」及び「カフーナ旭橋C街区管理組合総会」において、入札結果

を報告しております。

次に、2及び3について、同社の代表取締役社長については、会社が個人の経験、力量等を評価し、選任しているものと考えております。また、前専務取締役や県退職者については、会社が業務上の必要性を踏まえ、個人の経験、力量等を評価し、嘱託職員として採用しているものと考えております。

4についてであります。そのような事実は確認されておられません。同社は、監査役と取締役会が設置されている株式会社であり、会社法に基づき、監査役が同席する取締役会において執行を監督し、適切な会社運営に努めております。

続きまして、陳情の継続審査のうち、主な変更部分について御説明いたします。軽微な変更については説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

19ページをお開きください。

学校法人アミークス国際学園の混乱に関する陳情第146号について御説明いたします。3の学校運営について、後段部分ですが、「平成26年3月にはPTAが設立され、」のその後を、「8月にはPTA会長が評議員に選任されており、今後は、学園、教員、保護者が一体となって学園運営の改善に取り組むものと考えています。」へ変更しております。

20ページをお開きください。

跡地利用に係る環境調査に関する陳情第147号について御説明いたします。

2の後段部分について、次のように追加及び変更をしています。変更がない部分もあわせて読み上げさせていただきます。

平成26年8月13日、沖縄防衛局は、資料等調査の結果等を踏まえた支障除去措置計画、及び知事意見に対する対応方針を示すとともに、返還実施計画を定め、これらの資料を同局のホームページ等で公表しております。

沖縄県としては、今後も引き続き、西普天間住宅地区の跡地利用に関する協議会等において、沖縄防衛局に対し、支障除去措置を徹底するよう求めてまいります。

続きまして、22ページをお開きください。

LPG等燃料価格の急激な高騰に対する陳情第1号について御説明いたします。

「、10月は765ドル」を追加しております。

最後の段について、「タクシー乗り場の整備について」の後を、次のように追加及び変更をしています。変更がない部分もあわせて読み上げさせていただきます。

県が中心となって、沖縄県ハイヤー・タクシー協会、全国個人タクシー協会

沖縄支部及び関係機関で構成する「沖縄県タクシー問題対策会議」を平成26年7月30日に立ち上げたところであり、今後は、本対策会議においてタクシー乗りの整備に向け検討していきたいと考えております。

24ページをお開きください。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する陳情第19号については、先ほど御説明申し上げました、20ページの陳情第147号と同じ変更でございますので、説明を省略させていただきます。

29ページをお開きください。

沖縄アミックス・インターナショナルに関する陳情第32号について御説明いたします。

1、3の2段落目について、次のように追加及び変更をしています。

変更がない部分もあわせて読み上げさせていただきます。

平成25年10月には労働組合が設立され、団体交渉や労使協議が適宜行われていると聞いております。また平成26年3月にはPTAが設立され、8月にはPTA会長が評議員に選任されており、今後は保護者も一体となって学園運営の改善に取り組むものと聞いております。

30ページをお開きください。

燃料高騰対策に係る助成金に関する陳情第41号については、先ほど御説明申し上げました22ページの陳情第1号と同じ変更でございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規の陳情について御説明いたします。

34ページをごらんください。

美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情第66号について御説明いたします。

県においては、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律一昭和46年法律第129号一に基づく揮発油税等の軽減措置、リッター当たり7円を前提として、県内で販売される揮発油に石油価格調整税（法定外普通税）をリッター当たり1.5円課税し、その税収を実質的な財源として、石油製品輸送等補助事業において、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の当該輸送経費に対し、補助を行っております。当該軽減措置については、適用期限が平成27年5月14日までとされていることから、引き続き、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることができるよう、県としては関係団体と連携し、本軽減措置の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、35ページをお開きください。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の支障除去に係るより効果的な調査計

画の策定等を日本政府に要請することを求める陳情第85号について御説明いたします。

1につきましても、跡地利用推進法では、返還が合意された区域の全部について、駐留軍に起因するものに限らず、土地を引き渡す前に、支障除去措置を講じることが規定されております。沖縄県としては、徹底した支障除去措置を講じることが重要であることから、平成26年2月5日、返還実施計画（案）に対する知事意見において、沖縄防衛局に対し、駐留軍用地の土地の使用履歴に関する情報を十分に収集するよう求めたところであります。同局は、当該土地について、在沖海兵隊基地司令部G-7及び在日米陸軍基地管理本部に対して照会を行うとともに、戦前戦後の地形図及び航空写真の比較や、同資料をもとに地形断面図を作製するなど、戦前から現在までの土地の形状変化を調査し、使用履歴を確認しております。さらに、住民や地権者、宜野湾市等の関係機関からヒアリング調査を行い、過去の使用状況の変遷及びこれまでに実施した調査等を確認しております。沖縄県としては、「西普天間住宅地区の跡地利用に関する協議会」及び同協議会のもとに設置された支障除去作業部会等において、地権者や土地利用者等の意見を踏まえながら、沖縄防衛局に対し、引き続き、支障除去措置を徹底するよう求めてまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、基地対策課長の説明を求めます。

運天修基地対策課長。

○運天修基地対策課長 企画部と公安委員会との共管となっております陳情平成25年第18号につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 基地対策課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、生活安全企画課参事官の説明を求めます。

並里博生活安全企画課参事官。

○並里博生活安全企画課参事官 企画部、知事公室との共管に係る陳情第18号タクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情の処理方針については、継続案件であります。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針の4ページをごらんください。

前回以降、タクシー内の犯罪発生状況の統計数字について、平成26年8月末現在の発生件数に変更しておりますので御説明いたします。

平成26年8月末現在の県内におけるタクシー内での犯罪の発生状況につきましては、22件発生しており、罪種別では強盗1件、傷害4件、暴行6件、窃盗3件、詐欺（無賃乗車）6件、器物損壊2件であり、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生はありません。また、過去5年間に於けるタクシー稼働中の乗務員を被害者とし、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生状況につきましては、16件発生しており、罪種別では傷害2件、暴行3件、窃盗4件、詐欺（無賃乗車）2件、強盗1件、強盗致傷3件、偽造通貨行使1件であります。

県警察におきましては、タクシー乗務員に対する防犯対策として、各地区で開催されるハイヤー・タクシー協会の講習会等において防犯指導や強盗対処訓練等を実施しております。

今後も引き続き協会等と連携を密にし、各種防犯対策を推進していきたいと考えております。

○山内末子委員長 生活安全企画課参事官の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第146号及び陳情32号について、総務統括監の説明を求めます。

砂川靖総務統括監。

○砂川靖総務統括監 企画部との共管に係る陳情平成25年第146号及び陳情平成26年第32号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第147号について、環境政策課基地環境特別対策室長の説明を求めます。

仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長。

○仲宗根一哉環境政策課室長 企画部と共管となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 環境政策課基地環境特別対策室長の説明は終わりました。

次に、陳情第66号について、県民生活課副参事の説明を求めます。

外間裕朋県民生活課副参事。

○外間裕朋県民生活課副参事 企画部との共管に係る陳情平成26年第66号について御説明申し上げます。

資料の34ページをお開きください。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく揮発油税等の軽減措置は、これまで、県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしてきました。モノレール以外の鉄軌道がなく、主要な交通手段が自動車である本県においては、ガソリンの消費に高く依存しており、引き続き軽減措置が必要であります。当軽減措置については、適用期限が平成27年5月14日までとされていることから、延長については、沖縄県婦人連合会、沖縄県石油商業組合、沖縄県離島振興協議会などからも要請を受けております。沖縄県としては、これらの要請も踏まえ、平成27年度税制改正要望において5年間の延長を要望し、政府及び自民党、公明党など各政党への要請活動を行っております。今後とも、揮発油税等の軽減措置の延長に向けて、政府への要請活動等を含め、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 県民生活課副参事の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 ガソリンやタクシーの値上げについて、沖縄の経済でも円安等で乱高下しており、掌握について私も戸惑っているが、4社の経済新聞によると115円、120円と続くのではないかとされていますので、将来の見通しと沖縄県は貿易に格差があると。かなり県民生活に影響を与えるのではないかと。見通しと対策をお願いします。

○謝花喜一郎企画部長 本会議で商工労働部長が答弁していたときは、しばらく続くだろうと。アベノミクス、金融緩和で一定程度の円安傾向化は政府においても検討されていたと思います。最近の円安は、本来、政府が想定していた以上のペースだということで、経済連の会長もこれについては少し懸念を示していると。どの程度がいいかと、109円程度ではないかと新聞報道等であったことは承知しております。沖縄県は離島県であります。今回の揮発油税の延長は、何としてもかち取らないといけないというのが1点。それと、離島県でありますので、船舶、航空会社におきましてもどんどん価格が高騰すると、燃料サーチャージということで価格を落とした場合、影響を与えないかと懸念もされるところでございます。燃料価格の高騰によって経営を圧迫してくるとのこと、特に補助事業がないタクシー業界においてガソリン燃料価格の高騰は、切実だと思っております。こういったことから、我々は対策会議を設けまして、タクシー乗り場の設定等いろいろな意見交換をしていますが、これからも県民の足である陸海空の交通機関においてどのような県民生活に影響があるか、しっかり注視して関係部局とも連携しながら対応していかなければならないと考えております。

○吉田勝廣委員 経済新聞とNHK系統を見ると大体、NHKは大体105円が中心で一番いいのではないかと、中小企業含めて。輸出する業者は円安のほうがいいわけだが、それは大手。中小企業は、105円どまりでいいのではないかと。沖縄の場合は中小企業がほとんどであり、食料品やガソリンなど食料品の自給率も低いわけだから。日本全体でも貿易収支は非常に出てきている。アベノミクスというのは、非常に読みにくい。そういうことからすると、このまま続くという見通しが多いので、その見通しが多いということは、続くであろうということですから、本格的にどう対処するべきかと非常に大変なことになるのではないかと。例えば、労働者の賃金を見ても、下がっている。所得が下がっている。物価は上がって所得は下がると。非常にバランスがとれていないので、

そういう対策を開いて短中期でいろいろな政策をとるべきではないかと。どうなのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 アベノミクスも、一定程度の円安は是としながらもいろいろな金融緩和により当初環境がよくなって、企業収益が上がって、一定程度の物価が上がって、それを上回る企業収益があって、給与が上がると。それを想定していたと考えられます。給与を上回る物価高というのは、本来想定していた姿とは異なると私も認識していますので、そうならないように政府に日銀においてもさまざまな対策が今後とられていくのかなと思います。

○吉田勝廣委員 10月1日から物価の上昇がやってくると。皆さんは、例えば、1円高になると経済的にどのくらい影響を与えるかと。沖縄JAは1円上がると1トン当たり300円くらいの負担が出てくるなどの計算をされていますよね。そういう計算と、例えば貿易収支の格差、外国から物を持ってくる。例えば、2000億円の収支格差があった場合、影響度は大体どれくらいあるかなど、計算したことはありますか。

○謝花喜一郎企画部長 円安による影響は、さまざまところで絶対来ると思っていますので、関係部局ではそれぞれ積算していると思います。少し確認ができないものですから。企画部では、そこまでの試算は行っていないということです。

○吉田勝廣委員 県の統計課が、いつも物価上昇などを計算します。輸入に対する円高、円安における項目別に影響度など。沖縄は離島県なので、政府に対する対策をしないといけない。長期的に続くというわけだから、このことは早急に計算をして対策を立てるべきではないか。数字的に、具体的に。

○謝花喜一郎企画部長 これまでやってきたものは、消費者物価指数とそれぞれ百貨店、スーパー、建設業、観光業などを見て各半期ごとの経済見通しを我々は統計課でやっております。これをどのような形で、活用するかということの御指導かと思いますが、我々はこの経済見通しをしっかりと見て今後の政策にも反映させなければならないと感じたところがございます。

○吉田勝廣委員 円高による影響、貿易の収支の差による影響などさまざまな項目が出てくると思っています。そこは、一度計算をしておくとうりやすいかと思

います。そういうところは、コンピューターにかけてやるべきだと思います。

○謝花喜一郎企画部長 統計課の話も聞いて、対応したいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情66号ですが、「関係団体と連携し本軽減措置の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。」また、「要請活動を含め取り組んでいきたいと思っております。」と書かれています。これまでの要請行動を取ってきての感觸及び見通しについてお聞かせください。

○謝花喜一郎企画部長 5月には、税制改正の要望を行って、さらに8月にも国庫要請とあわせて財政改正を行っております。内閣府におきましても、県の要望を100%受ける形で財務省に対して、内閣府からの要請という形で財務省と協議を行っているということです。11月には、財務省から政府に対して見解が示されると思います。それを受けて12月下旬には、税制改正大綱が出されると思います。その中に、しっかりと県が要望した内容になっているように、我々もこれから内閣府そして関係政党に働きかけていきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 関係政党の反応はどうですか。

○謝花喜一郎企画部長 政府は自由民主党に税制調査会がございますが、その前の段階で沖縄のための沖縄振興調査会があります。その調査会も、例年、11月には開かれまして、県の重点要望項目として上げるかどうかを議論されると思います。この調査会に沖縄県が出席させていただけるのであれば、知事または副知事が出席して、強く今回の改正を求めて、調査会として重点要望として自民党の税制調査会に上げていただくと。重点要望として上がれば、大分実現の可能性が高まるかと思っております。

○高嶺善伸委員 時期的なものはいつごろをめどにしているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 議会が落ちつけばすぐにでもという気持ちはありますが、国会との関係もありますので、その辺はこれから県選出国會議員とも意見交換しながらやっていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員　しっかり取り組んでください。14ページの継続の104号で、地方交付税の算定、交付金の財政支援措置の件ですが、「市町村の検討状況を踏まえて助言していきたいと考えています。」というところで、市町村の検討任せで県としては何も積極性が感じられないのですが、処理方針の意味するところは何か。

○宮城力市町村課長　交付税算定における課題としましては、サンゴ礁海域に係る財政需要がどの程度あるのかということが課題となっております。竹富町に対しましては、町内でどのような財政需要があるのか。まず、それをはかるべきだと助言をしております。そして、財源がないので事業が実施できないと。潜在的な財政需要はあるのだけれども、財源がないので財政需要がはかれないといった声も聞かれております。我々としては、一括交付金を初め、他の国庫等事業を活用して潜在化する財政需要を掘り起こしてはどうかと助言しているところであります。

○高嶺善伸委員　以前から、広大な海域面積、国益に貢献もしていますがコストもかかる。これらを対象にした離島振興の交付金の創設を提言したらどうかと言うと、皆さんは否定的な答弁しかやってこなかった。沖縄は歴史的に特殊事情があって、基地等による制約によって課税自主権が果たせないから沖縄振興交付金が創設できるように国に働きかけるといっても、これについてもしなかった。ただ、政権が変わって一括交付金が芽出しできるようになったら、それに飛びつくという後手に回っている。本土にある30くらいの湖沼は、行政需要度、沿岸の市町村がお互いに役割分担を決めて、県が調整役を担って、全て地方交付税の対象にしているわけです。それを考えたら、一括交付金で船をつくったり、航空運賃の低減をしたり、海底光ファイバーを敷設したり、いろいろ離島でも行政需要が起きるような還流をしているわけです。市町村任せではなくて、県が積極的に離島間の海域や距離を含めて何らかの交付税措置、もしくは一括交付金に明確に算定の対象が反映されるような取り組みをしていくべきではないかと。必ずしも、この陳情の趣旨にあるようなサンゴ礁を域内というとらわれかたではなくて、財源を捻出できる方向はないかと。市町村任せではなくて、皆さんが積極的に提言をしていくべきではないかと思うのですが。

○謝花喜一郎企画部長　この陳情に限らず、幅を広げていただいたことは助かるなと思っております。沖縄の特殊事情は、さまざまなものがあると思います。

亜熱帯地域でもありますし、亜熱帯補正という渡久地委員からいろいろいただいておりますが、さまざまな知恵を出して沖縄の特殊事情に合った、本土ではなかなか通常の補助事業ではできないようなものを、新たな交付金という形で県も検討しなければいけないと感じたところでございます。

○高嶺善伸委員　しっかりやってください。終わります。

○山内末子委員　ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員　アミークス国際学園について。アミークス国際学園に通っている子供たちはどういう目的や目標を持って通っていますか。

○富永千尋科学技術振興課長　アミークス学園に参りまして、父母の方たちと話をさせていただきました。国際的な感覚を学園にいる間に身につけさせたいということを父母の方から伺っております。

○前島明男委員　そうですね。年間70万円か80万円の高い授業料を払って通わせている。国際感覚を身につけさせたい。将来できることなら、外国で活躍できる子供に育ててほしいという目標があって70万円も80万円も払って行かせている。普通の家庭ではできないですよ。ですから、この中でPTAもできたと書かれていますが。担当課長、月に何回訪問していますか。

○富永科学技術振興課長　毎月ではありませんが、アミークスから校長先生が県庁に来られるときもありますし、我々がアミークスに出向いて意見交換することもございます。通算すると平均毎月1回ほど行くような形です。

○前島明男委員　県の出資は幾らですか。寄附金もあわせて。

○具志堅清明企画振興統括監　沖縄県の補助金として平成22年度に3億9000万円出させていただいております。寄附金については、3億3000万円です。

○前島明男委員　それだけ投資して学校をつくっているわけですから、部長、統括監、担当を含めて、できるだけ足を運んでほしい。学校の運営がどうなっているのか当初の目的どおりいっているのか、また、職員方も県がそれだけ期

待しているのだと、より情熱を燃やして子供たちの教育に当たることもできるのではないかと思いますので、可能な限り足を運んでいただきたいということを要望します。現在、馬は何頭飼っていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 全国で馬を飼っているところは、ネットで見ると全国でも3校くらいあります。アミークスでは10頭飼っています。東京の私立一貫校でも、10頭飼っているところもありまして、馬部そのものはアミークスの子供たち全部で500名近くいますが、その内100名が馬部に入っていることもあり、人気があり定着しているということがあります。馬部の運営については、PTAもできていますし、学園との話し合いも非常にスムーズにできる環境になっておりますので、そういった中で、うまくいくのではないかなと思っています。

○前島明男委員 子供たちの情操教育にもいいかと思いますが、10頭は多いのではないかなと思います。学校の運営方針もありますから、とやかく言いませんが。次に、新規の請願第5号の旭橋都市再開発株式会社についてですが、処理方針と請願者の話が随分違うのです。請願された方は地権者でもあります。そういう方々から、こういった陳情または請願が出ないような会社運営をしてほしいと。株式会社といっても、ピンからキリまであります。地権者でもあった人から、いろいろな問題提起が出ないような会社運営をしてもらいたいと思っておりますが、以前にもこの委員会の中で質疑しましたけれども、地権者でない取締役と地権者である取締役、この2人が臨時株式総会で解雇されたのですが、どういう経緯があったのですか。会社、社長、専務、常務皆さんと意見が合わないということで、わざわざ臨時株主総会まで開いて解雇しています。会社運営の中では、賛同する人もいるだろうし、違った意見を言う人もいるだろうし。会社の中ではいろいろな意見が出る。そういう人たちの意見も参考にしながら会社運営はなされるべきだと思うのです。余りにも会社運営というのが、私が聞くとところによれば、横暴過ぎると。これから、新しい県立図書館を与儀から移そうという提案があります。その開発事業というのは、百二、三十億の開発事業のはずです。そういう大事な事業を抱えて、株主を切っていくやり方をどう思いますか。

○謝花喜一郎企画部長 こういった方について、我々も会社に出向きましていろいろ聞くわけですが、事の起こりは陳情者みずからの要求が通らない取締役会に反発して、常勤役員解任を求める陳情を求めたことは、取締役会として

の足並みがそろわないということで解任に至ったという説明を伺っています。もうお一方は、任期満了による退任として聞いておりまして、いずれにしましても会社のほうで手続を踏んでの人事と理解しています。

○前島明男委員 前役員だった人が、ある疑惑を持たれて云々と話が出ておりますが、そういう疑惑が持たれている人間をどうして再雇用するのか、委嘱していますよね。疑われるような人を会社の相談役などをやっていること自体が会社の運営方針はおかしいなど。これから、バスターミナル一帯を開発していかうとする大きな事業を抱えて、そういう採用の仕方というのも非常におかしいと思えますが。

○謝花喜一郎企画部長 事実があったかどうかということも確認したのですが、事実はなかったという説明があったのと、そういった方を一度退社された後どうして採用しているのかということについて確認いたしました。会社の業務上必要だと。力量など踏まえたときにですね。会社としては、嘱託職員として採用していますとの説明を受けています。

○前島明男委員 この会社は設立されて何年になりますか。

○川満誠一企画調整統括監 平成15年9月に設立されておりますので、11年経過をしております。

○前島明男委員 11年も経過しているのです。その人がいないと成り立たない会社はだめですよ。人材は幾らでもいるはずですよ。疑惑に関して会社に聞いたから、ないといけませんよ。再度、採用しているのですから。陳情書にもありますよ。「3月議会へ陳情した告発内容について、ビル管理会社に勤務していた職員により、告発へ向け公正取引委員会への情報提供がなされたようである。」と。ビル管理会社へ行ってその人に会って聞きましたか。

○謝花喜一郎企画部長 3月に陳情したとありますが、19ページの陳情の部分は外されているということで、我々はその時点では聞いておりません。今回は、新たに出されたということで、先ほど事実を確認いたしました。そういった事実はないと聞いたところでございます。この方は、嘱託職員でいわゆる非正規で採用したということで、十何年たっているのにいつまでさせるのか、会社としては今は重要な時期を迎えているということで、業務の継続性から期限つ

きでいろいろなサポートをする人が必要であることから、この方は嘱託職員として採用したと。これは取締役会に諮って、全会一致で行ったという説明を受けています。

○前島明男委員 会社にはいろいろな役員がいます。取締役は何名いるのですか。六、七名いますよね。そういう方は素人ですか。違うでしょう、業務にたけた人でしょう。そういう中で、その人を再雇用する状況ではないはずです。昔から疑わしきは罰せずと言うけれども、疑わしい人を何で採用するのかと。ほかにいないのかと。県が51%も出資しているわけですから、会社の運営方針をしっかりと監視してほしい。私が聞くところでは、この会社の運営は全くのどたらめだ。県が51%も株を出している。そういうことで、こういう陳情が出ないように、会社にやってもらいたい。そういう意味で、しっかり管理、監督をしてください。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情13件の審査を行います。なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室、企画部及び公安委員と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続13件、新規1件の合計14件となっております。

そのうち、継続の陳情第18号につきましては、先ほど企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。継続審議となっております12件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料18ページをお開きください。

陳情第66号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について御説明いたします。処理概要は、資料17ページの陳情第42号の5と同様であります。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第66号の趣旨は、車両の更新が必要だが国の補助制度においては老朽化した車両の更新が難しい状況にあるということですが、皆さんの処理概要は、各種補助金、起債等を適切に活用し実現できるよう協力してまいりたいというのですが、そのために出した陳情に対する方針とは思えないのですが。もう少し詳しく説明をお願いします。

○又吉進知事公室長 基本的には、この陳情に関しましては意見を聞きながらいろいろ補助制度や起債等が活用できるあらゆる手段を考えようということ

ございます。これまでは、緊急防災・減災事業債ですとか沖縄振興特別推進市町村交付金いわゆる一括交付金でありますとか、消防庁の無償貸し付け制度、一般社団法人の寄贈、一般財団法人の自治総合センターのコミュニティー助成事業等がございます。こういったものを活用していこうといろいろお話をさせていただいております。平成25年度、26年度は現時点でまだ要望、相談を与那国町から受けておりませんので、十分お話をして取り組んでいくという趣旨で処理概要はつくっています。

○高嶺善伸委員 そうすると、議会には出ているが皆さんにはまだ直接相談はないということですか。

○又吉進公室長 平成24年度以前は、こういうものということで、議会の陳情も含めまして相談があったのですが、今少し話し合いがどういう状況になっているのかまた確認したいと思っておりますけれども、平成25、26年度は正式な要望というのは出していないということです。

○高嶺善伸委員 それで、平成26年の7月30日付で陳情が議会に出ているので、それは皆さんの処理方針を我々も理解しますが、ぜひ当事者である与那国町に説明して改めてどういう方法ができるか県の考え方を伝えて、早目に実現できるように指導したらどうですか。

○又吉進公室長 そのように、地元与那国町と十分に相談を聞いてできることはやるという方針で臨んでまいりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く公安委員会関係の陳情3件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室、企画部及び公安委員会と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、警務部長及び交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

幡谷賢治警務部長。

○幡谷賢治警務部長 沖縄県公安委員会所管に係る陳情第73号名護署の不当な扱いに関する陳情について御説明をいたします。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針の4ページをごらんください。

陳情要旨には、日時別に(1)平成23年3月7日深夜1時ごろの出来事、(2)平成25年9月26日夜9時40分ごろの出来事、(3)平成23年10月2日の出来事、(4)本年3月14日の出来事が、それぞれ記載されておりますので、番号(1)、(2)、(3)、(4)ということといたします。

一方、警察職員の職務執行について苦情がある場合には、警察法第79条に基づき、公安委員会に対して文書により苦情の申し出をすることができるとされております。本件陳情者からは、この規定に基づき、平成25年4月24日付、平成26年3月3日付、平成26年4月23日付の3回、文書による苦情申出を受理し、それぞれ公安委員会や県警察宛てに申し出された苦情を、組織的かつ適切に処理するために制定された「沖縄県警察苦情処理要領」に基づき、事実調査を行いました。

平成25年4月24日付で受理した苦情申し出には、陳情要旨の(1)と(3)、平成26年3月3日付で受理した苦情申し出には(2)、平成26年4月23日付で受理した苦情申し出には(1)から(4)の内容が書かれておりました。

調査の結果、いずれも申出のあったような不当な扱いはなく、名護警察署は適正に捜査等を行ったものと判断されたことから、苦情申出者にその旨公安委員会から文書で通知したところであります。

今回の陳情は、ただいま申し上げた対応済みの苦情申し出の範囲内のものであると考えられます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員 警務部長の説明は終わりました。

次に、交通部長の説明を求めます。

當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について御説明をいたします。

お手元の陳情処理概要をごらんください。

平成26年陳情第71号西崎特別支援学校前信号機設置に関する陳情につきましては、同校の特殊性を考慮しつつ、信号機設置の必要性や緊急性、優先順位などについて、再度、検討してまいりたいと考えております。

次に、2ページをごらんください。

平成25年陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情につきましては、前回の委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情73号の4番で、暴行罪で同署に21日間留置されて、4月8日に釈放されたとの事実はあるのですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 こちらにつきましては、ことし3月14日の事件であります。事実暴行があったということで現行犯逮捕をしております。内容は、午後10時20分ごろ陳情者の住宅の隣の駐車場におきまして、駐車中の車内にいた被害者に近づいて一方的に手首を引っ張る等の暴行を加えたということで現行犯逮捕をしております。

○吉田勝廣委員 21日間の不起訴というのは事実ですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 この事件につきましては、平成26年3月14日23時3分に現行犯逮捕をしております。4月4日に処分保留で釈放をされております。拘留されたというのは事実でございます。

○吉田勝廣委員 そして括弧2のC氏との関係が非常に際立っているわけですが、C氏と陳情者の関係はどういう感じですか。因縁関係があるのか。今後また起こりそうな感じがするものですから。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 C氏ということで表現しておりますが、もともとの事件がありまして、この前にも本人とのトラブルがあり、警察官が臨場して処理をしたという事案があります。その関係で日ごろから仲が悪かったというようなことがあります。

○吉田勝廣委員 これからもいろいろ起きそうな感じがしますね。さっきの21日間留置して4月8日に不起訴になっているのですが、現行犯逮捕されて不起訴にされたとは納得がいかないのですが、説明をお願いします。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 通常、単純な暴行事件ですと、すぐにでも処断されますが、今回につきましては被疑者のほうが現場で否認していたということがありました。また、前からトラブルがありまして、現場で否認しているということで現行犯逮捕をしました。その後、内容について事実はなかったと否認していますが、目撃者、被害者の奥さんが見ていました。それだけではなく、運転代行で送ってもらっている校長先生がいらっしゃるのですが、校長先生も見ていらっしゃるということで事実については間違いはないということで20日間の拘留を打たれたという。処分につきましては、不起訴というのは、検察庁の判断であります。

○吉田勝廣委員 そこがよくわからないのです。現行犯逮捕して20日以上拘留して、検察に送って不起訴と。もう一つは、恐らくこういう事件というのは、根っこがかなり深いのかなと思いますので、よくよく警戒しながら頑張っていたきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 新規の71号ですが、信号機の設置、一番最後の処理概要で再度検討してまいりたいとあるのですが、再度というのは一度却下されたことがあるのですか。

○當山達也交通部長 この西崎特別支援学校前の信号機設置につきましては、糸満警察署から本年度の設置要望ということで4カ所の上申がございますが、3番目の優先順位で警察本部には来ております。ただ、県下14警察署から同様に4カ所から5カ所のトータルで54カ所の上申が参りますので、警察本部ではより重要度の高いところを優先して設置をするということで、今年度につきましては、今回の場所への設置というのは決定はしておりません。それで再度、検討するという答弁でございます。

○渡久地修委員 信号機の設置というのは、かなりの要望があり皆さん方も毎年苦勞していると思うのですがここでも何度も議論になり、設置の箇所が14カ所から30カ所ぐらいにふえていませんか。年間の設置箇所数はどうなっていますか。

○當山達也交通部長 担当課長も来ておりますので、具体的なところは担当課長から説明ををさせたいと思います。

○伊波一交通規制課長 委員の御指摘のとおり、以前20機前後でしたが県民要望が高いということで、補正をいただきまして30機を設置しました。ことしの事業につきましては24機予定をしておりまして、その中には今回含まれていなかったということでございます。

○渡久地修委員 ことし24機というと、また一度ふえてまた減ってきているという点では信号機というのは命にかかわりますから、特に西崎特別支援学校という皆さんの処理方針にもあるような特殊性に考慮した、特に児童の命を守るという点で今のところ入っていないということですが、入れるには24機をふやせばできるのですか。

○伊波一交通規制課長 難しい御質疑ですけれども、信号機の設置は毎年御要望していただきまして、毎年毎年そのときの重要度に応じて設置をしてまいり

ます。何機あれば全て達成できるかという御質疑ですが、その年の要望は変化してまいりますので、特に当県の場合には各地区で道路の改良、新設などが進んでおりまして、信号機を設置せざるを得ないという場所が結構ございます。そこに大分信号機を割いているというのが正直なところでございます。

○渡久地修委員 西崎特別支援学校前に設置するには、皆さん方の24番目の順位を県警本部として判断しているものを順序をかえてやっていくというのは皆さんの判断からすると無理だということでしょう。それには補正で信号機の数をふやさないとここは実現できないということですよね。順番を入れかえてやるというのは皆さんの判断からしたらできないということですよね。ですからふやすしかないと思います。

○當山達也交通部長 先ほど、交通規制課長が説明したとおり数がふえれば全て今年度の上申箇所は設置できるかというところと全部設置するというところは難しいところでございます。特に糸満署管内ですと、道路整備が進んでいますので毎年新しい交差点が整備されていくと。そこの交通量を考慮すると、優先的につけざるを得ないというのがございます。支援学校の前の交差点につきましては、正門を挟むような形で横断歩道が2つ設置されております。やはり交通量と利用者の状況を見て、徐々に押しボタン付きの信号機がつくのですとか、そういった段階になります。この支援学校への設置は、後回しにしてきた経緯としましては、学校前の横断歩道の利用者がほとんどない、学校で野外研修などがあつたときに先生が同伴する形で横断歩道を使っているという点と、正門の両サイドにはちょうど右左に180メートルのところに信号機のついた交差点、横断歩道があるということもございまして、従来は交通量、利用状況を見て優先順位が低かったということです。ただ、先ほどの検討してまいりたいという意味は、豊見城道路の糸満漁港高架という橋ができて、この橋を利用するために抜け道として、このあたりの生活道路に車が入り込むような形ができております。西崎特別支援学校の前にも、同様な状況が生じているのかどうかを勘案して検討してまいりたいという趣旨でございます。

○渡久地修委員 この西崎特別支援学校という特殊なことも考慮して、ぜひ実現できるようにしていただきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、総務部関係の審査において予算計上の仕方と議案の提案の整合性について高嶺善伸委員から総務部長へ説明を詳しくしてほしいとの要望に対し、総務部長から報告を受けることとした。)

○山内末子委員長 再開いたします。

小橋川健二総務部長。

○小橋川総務部長 午前中に高嶺委員から負担金の議決を得ないで執行していることについて、違法性はないかということがございましたが、確認をいたしましたら、地区採択の前に事業全体として市町村の同意を得て、それを年次区分をして予算計上をしているところです。そういう意味では、負担金の財源としての確保というものはなされていると思いますので、それに基づいて執行したことについて違法性はないと思っております。それからもう一点は、この負担金の議決とそれから当初予算の計上時期を同じにすべきではないかというお話がございました。それについても、まだ検討中のこの実質審議をしていただくという意味でも、予算と議決が非常にわかりやすい関係にあったほうがいいなというふうに思います。ただ、予算のスケジュールからいいますと国の予算が予算案原案が決まりますのが12月の末でございます。それを都道府県それからそれぞれの地区割をしていって、予算をあらあら固めるのが1月の末ごろになります。それに基づいて市町村から地区ごとにその同意をもらうというのが時間的に非常にタイトという事情がございます。ただ、冒頭に言いましたようなこの実質審議という意味からは、例えばその予算計上の際に予算の説明資料として概算でも市町村の負担額をお示ししながら審議していただく方法もあるかなというふうに思っております。ただこれは、まだしっかり検討してもらってはございませんので、御提案のあった件については、他県の状況も調べながらもう少し研究させていただきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 地方財政法の逐条解説では、議会の議決は市町村から負担金を徴収する意味での特別な議決が必要であり、単に予算議決を持って足るもの

ではない、となっていて議決の前に予算を執行してしまうものですから、少し懸念をしているのです。だから、次年度からは市町村長の同意は口頭でもいいとなっているので、手続的にはできないというわけではないと思うので、当初予算に計上するときには、議決議案も一緒に出せるように行ったほうが私は望ましいと思います。その辺はまた検討してください。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例及び乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの乙第1号議案及び乙第2号議案の2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例及び乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第14号議案及び第15号議案工事請負契約についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの乙第14号議案及び第15号議案の2件は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案及び第15号議案工事請負契約についての議決議案2件は可決されました。

次に、甲第1号議案平成26年度沖縄県一般会計補正予算第1号を裁決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の甲第1号議案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案平成26年度沖縄県一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前にその取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の採決方法について議案等採決区分表により協議した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査、調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査調査すべきものとして決定した請願及び陳情52件とお手元に配付してあります本委員会所管所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決されました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、閉会中継続審査となった「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別添審査日程案のとおり

行うことで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

今回は、10月15日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子